

厚岸町議会 平成19年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成19年3月19日

午前10時00分開会

- 委員長（室崎委員） ただいまから平成19年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

16日に引き続き、議案第1号 平成19年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

予算書の271ページ、9款教育費、2項小学校費、4目学校建設費より進めてまいります。

4目、ございませんか。

（なし）

- 委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

3項中学校費、1目学校運営費。

17番。

- 佐々木委員 ここで委員長にちょっとお尋ねしたいんですが、これは小学校にも絡むことなんですけれども、生徒の非行防止について、いわば学校運営一般だと思しますので質問したいんですけれども、よろしいですか。

- 委員長（室崎委員） はい、結構です。

- 佐々木委員 ありがとうございます。

それでは、質問させていただきます。

児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止に向けて、道教委と、それから道警と協定書を結んだと聞いております。

それで、当厚岸町では、教育委員会としてどうするのか、どういう動きでいるのか教えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

- 委員長（室崎委員） 教育長。

- 教育長（富澤教育長） まず、お手元に配付させていただいております厚岸町教育委員会と釧路方面厚岸警察署との連携に関する協定につきまして説明をさせていただきます。

近年、児童・生徒の非行の低年齢化や凶悪化が見られ、また、インターネットや携帯電話を利用した薬物乱用や出会い系サイトによる被害など、非行の多様化が進んでおります。このような状況下、児童・生徒の非行防止は学校の生徒指導だけでは十分に対応

できないものとなっており、本議会でも審議いただきました生活安全条例での議論でもありましたように、児童・生徒の安全を確保するためにはさまざまな関係機関との連携が必要となってきました。

このような連携の一環として、児童・生徒の健全育成を進めるため、平成16年8月に北海道教育委員会と道警本部との間で子供の健全育成サポートシステムについて協定が結ばれたところでございます。

その後、2年半が経過する中で、市町村教育委員会と、それぞれの警察署との間で同様な協定が結ばれてきているところであります。厚岸町教育委員会といたしましても、児童・生徒の健全育成の観点から、警察署との連携による情報収集及び外部提供が必要との判断から、厚岸町個人情報保護審議会へ、この協定の可否について諮問をしていたところでございます。

当審議会が3月3日に開催され、次のような附帯意見を付して承認されたところであります。その附帯意見につきましては、安易な情報の提供をすることなく、目的に沿った必要最低限の提供にとどめることに留意し、また、提供された情報の秘密の保持を徹底するとともに、提供された情報により児童・生徒に不利益をこうむることのないよう十分配慮するように要望するという内容でございました。

この答申を受けまして、教育委員会と厚岸警察署との間で個人情報の取り扱いに十分留意する中、児童・生徒の健全育成の推進に向けて別紙の協定書（案）のとおり協定を締結する運びとなっております。

なお、この協定による効果につきましては、情報の共有により非行犯罪の蔓延、拡散を防止できる。

2点目として、提携により本制度趣旨にある児童・生徒の健全育成に即した、児童・生徒に配慮した措置ができる。

第3として、不審者情報等に関し、提携により犯罪被害を防止する迅速な対応が図られるなどが考えられます。

なおまた、このサポートシステムの運用に当たりましては、お手元の3ページ、運用指針（案）に沿って、慎重に進めてまいりたいと存じますので、よろしくご承知おき願いたいと存じます。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 17番。

- 佐々木委員 ここで気をつけていただいているのは、目的のところ甲と乙の間でもって情報を共有するという項目に載っています。情報の共有、それと時間差があれば、どうしても情報のずれというのが出てきます。ということは、私も各校に、中学校、高校でもってそれを経験しています。親と学校側が、大変だということでもって集まっているいろいろ検討していると。そして、生徒の方におろしていったら、それは大したことないんだと。ということは、情報の伝わり方でもって誤解を招いたり、何とかならうでしょうか、小さいものが大きくなってしまったり、そういうものがいろいろあるんですよね、実際。

それで、私が一番懸念するのは、教育委員会と、いわば、これは厚岸警察署の問題ですね。ですから、学校と3つになってくると思うんですけども、そこで、三者が同じ情報を得ると、同じ時間、時間差がない、温度差のない情報を得るということを努力していただきたいと思っておりますけれども、その点いかがですか。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 協定の5条第1項で、乙から町立学校への連絡事項というふうなとらえ方をしておりますけれども、実は、その後ろの方にも、次のページにもあるんですけども、運用に当たっては、学校に提供される情報と同じ情報を教育委員会にも同時にいただくというような運用をしてみたいというのが1点、もう1点は、その下の項目です。甲または学校が乙よりの連絡をするときなんですけれども、これについては、運用指針の4ページ、(2)のA、連絡の方法等なんですけど、警察署へ連絡を行う事案が生じたときは、事前に教育長、または教育委員会等行った後に行う。

要は、学校によって情報の過多があってはまずいと、これはやはり厚岸町内統一して同じレベルの情報を警察にも提供するという意味でも、学校から提供するときは教育委員会を通す、学校に情報が提供されたときは、同じ情報を教育委員会にもいただくというふうなスタンスでまいるというふうに考えております。

●佐々木委員 結構です。

●委員長（室崎委員） 1日、他にございますか。

(なし)

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

277ページ、2目学校管理費。

12番。

●谷口委員 情報教育についてなんですけど、さきの一般質問でも学校図書館の質問がありました。現在、町内の小・中学校の司書教諭の配置、図書館司書教諭の配置状況について説明をお願いしたいと思います。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） お答えいたします。

現在、配置されているのは、真龍小学校だけでございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 文科省は2003年まででしたか、全国の小・中学校にすべて配置するようという方針を出していますよね。出していないか。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 基本的には全部の学校に配置する、これ基本でございます。ただ、例外措置として、今現在は12学級以上の部分について配置するというふうに、例外的に規定にそういうふうな運用をしている状況でございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 当初は「置くことができる」だったはずなんですよね。それがだんだん、司書教諭の果たす役割が大きくなって、「望ましい」だとか、「置くように」だとか、文科省もだんだん方針を改善するように、そういう指導を行ってきていますよね。それは認めますよね。

そういう中で、現在、学校図書館の果たす役割、あるいは今の情報化教育、こういうものを進める上で、それに精通した教員を養成していくということを考えると、図書館司書の果たす役割は非常に大きいということで、司書教諭の配置を促しているのが現状だと思うんですよ、文科省の指導としても。そういう中で、実際に司書教諭の数だとか、そういうものが足りないのが現状ですよ。

そういう中で、やはり厚岸町としても、せっかく立派な情報館も持って大きな成果を上げている、そういうものを十分に連携する中で、この情報化にたえ得るような教育を進めていかなければならないということになると、司書教諭の配置がどうしても必要になってくるのではないのかなというふうに思うんですが、どういうふうに今考えているのか、考え方をお伺いいたします。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 現在の司書教諭の発令の仕組みなんですけれども、結局、全学年で12クラス以上の学校に配置せよということなんですけれども、司書教諭自身の枠として配置されているわけではございません。それぞれの学級担任、あるいはそれぞれの役割をお持ちの中で、その学内に司書教諭を持っている先生がいることを条件として発令をされている。

正直申しますと、例えば、学年主任にしても、あるいはもっと言うと、いわゆる教頭先生の次のクラスの仕事をされる先生でも、要はその司書教諭を持っているということを経験として司書教諭発令、辞令が出ているのが実態です。

そうしたときに、本当にその図書館の仕事を現在中心的な役割を果たしているような先生たちが行えるのかどうか。だから、司書教諭自身の今回の、今回というか、文部省のやり方については、私自身は非常に疑問を持っています。

ですから、今回の一般質問の14番議員さんの中の参考資料につけましたけれども、情

報館との連携の中では、司書教諭ということではなしに、学校図書館、図書室を担当している先生が、どういうことがわからないんだろうか、どういうことが必要だろうかということでは、連携をとりながらアドバイスを行ってきておりますし、そういう意味では、実際に学校図書室を担当する先生との連携を密にして、今の学校図書館の活性化を図っていくという方が実効性があるんだろうというふうに私自身思っておりますし、そのことについては情報館も学校との連携の中で活動しているというふうに考えております。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 そうすると、教育長の考えは、司書教諭は要らないということですか。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 司書教諭が要らないということではないんですけれども、本来的にいえば、学校図書館の活動を理解する上でも、学校時代に図書館の単位を取得してくる先生が多くなるということは望ましいことだというふうには考えております。

ただ、今の発令の中での司書教諭では、実際の活動が見込めるかという、期待するような活動は私自身は難しいだろうというふうに考えています。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 実際には、結果的には司書教諭の資格を持った先生が少ないというのが実態ではないかなというふうに私は思うんですよね。そもそもそこが問題であって、そういうものがきちんとされた中で、そういう先生がたくさんいることによって、情報館とのやりとりも、ある意味では違う形になるのではないのかなというふうに思うんですよ。

それと、学校の中で図書館をどう運営していくのか、そういうことに精通している先生がいるかないかでは、やっぱり相当の違いが出てくると思うんですよね。

それと、もう一つは、今どんどん情報化の時代ですから、新しい情報をどう組み込んでいくのか、そういうことにも精通していかなければならないと思うんですよね。そうすると、一時期の、ただ閲覧したのを貸し出したり、読んでもらう、そういうのとは現在は相当違ってきていますよね。そういう時代に合った司書教諭が育ってこなければ、学校の図書館が十分に機能しないのではないのかなというふうに私は思うんですよ。

そうすると、司書教諭が一定の学校にはやっぱり12学級と言いながら、枠をはめていくことによって結果的には町内で12学級維持できる学校なんていうのは、1校か2校あるのかな、そんな程度しか現在ではないのではないのかなと思うんですよ。

そうであれば、やはりその情報は片方から来るんでなくて、両方からやりとりが同じレベルでできるような体制にしておかなければ、片方がレベルがあって、片方がレベルがないというのでは、やっぱり私は困ると思うんですよね。お互いに対等の立場でやりとりができるというふうにしていかないと、せっかく情報館でいい情報を発信しようとしても、受ける方がそういう対応ができない、あるいはその図書館情報にしても、同じ

ような状況が出てくるのではないのかなというふうに思うんですけども、その点ではどういうふうに考えていますか。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 確かにおっしゃるとおり、実態として今160名近い教員の中で、司書教諭をお持ちだというふうに認識している先生は2名から3名です。そのうちの1名は真龍小学校に配置されて司書教諭を発令しているというような状況ですので、先ほども申しましたとおり、図書館を理解し学校教育の中で生かしていくんだという意思を持って、そういう資格を取られる先生がふえていただくということが望ましいというふうに考えております。

ただ、私自身はその司書教諭を持っていることよりも、図書館の担当として、今学校の役割が与えられているという先生がどれだけその認識を持って仕事をさせていただけるか、今の学校の中でできることは何かということを考えていく。それのお手伝いというか、手助けとして情報館としてはできる限りのことをしているというふうに考えますし、そのお仕事自体が司書教諭を持たないと非常に劣るというものでは、私自身はないと思いますし、できる限り、その図書館の役割なり、あるいは作業的な技術についても、先生たちに広めていきたいというふうには考えております。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 教育長のおっしゃること私もわかります。

ただ、そうだからといって、やっぱり司書教諭を軽んじるようなことでは困ると思うんですよね。できるだけ配置を積極的に行うというのが、やっぱり図書館の専門家である教育長の立場からいっても、推進する先頭に立つべきではないのかなと私は思うんですよ。そういうふうに思うんですが、再度お願いいたします。

それと、もう一つお伺いしますけれども、特殊教育就学奨励費がありますけれども、特学の問題ですけれども、町内の学校の特学に子供たちが入学、就学されておりますけれども、その子供たちが本当にいい環境で学ぶにはどうしたらいいのかということが、さまざまな形で大変苦勞されていると思うんですよね。

それで、専門的な特学の学校にやる子供もいれば、町内の既成の小・中学校で特学に入る子供、あるいはどうしてもということで、できれば特学の方が望ましいけれども、普通学級でとさまざまな問題があると思うんです。大変学校現場や教育委員会は、そういう点ではすごい苦勞されていると思うんですよね。

そういう中で、例えば小学校のときはうまくいったけれども、中学校に行くと、例えば不登校だとか、さまざまな問題が生じてしまうというようなことがたびたびあるのではないのかなと思いますけれども、厚岸町内ではそういう問題は発生しているのかどうかお伺いをいたします。

●委員長（室崎委員） 教育長。

- 教育長（富澤教育長） 1点訂正させていただきます。

司書教諭の資格者ですけれども、実際には小学校6名、中学校9名、資格者自体はおります。

ただ、私自身はそういうふうな役割を担ったことのあるという中では、認識が少なかったのでおわびいたします。

- 谷口委員 違い過ぎるわ、そんなの。違い過ぎるって、そんな……。

- 教育長（富澤教育長） 申しわけありません。

あともう1点、司書教諭の件でございますけれども、図書館自身がその司書教諭の問題については、昭和25年に当分の間置かないと、置かなくてもいいという中で50年を経過したと。それが今回、今回というか、数年前に改正されて、非常に期待したことは事実であります。

ただ、その運用の中で、全く人員的な、数的な配置なしに、現在持っている中での運用であったということについては、先ほども申したとおり、それぞれの役割のある先生がいる中で、司書教諭の資格のあるからといって任命されても、実際のその図書館の担当の先生とは違うというような場合も数多く出てきているんです。

ですから、そういう意味でいうと、今のような運用では、その司書教諭の役割は果たせないだろうと。先ほど言ったとおり、委員からも指摘あったとおり、もっと多くの先生が資格を取って、その図書館活動が学校教育に果たす役割というのを認識していただく、その上で図書館とのかかわり、あるいは子供たちを図書館にいざなう役割を果たしていくというのが理想ではないかなというふうに考えるところです。

- 委員長（室崎委員） 管理課長。

- 教委管理課長（米内山課長） いわゆる特学の関係でございますけれども、質問者おっしゃるとおり、実は就学指導委員会で判定をし、保護者の方々に状況を説明し、その子にとって委員会が一番いいという方向をお示しするわけですけれども、やはりいろいろな家庭の事情がございます。その中で、特殊支援学校の方へ行かれる方、それから、当然行かれるのが妥当だろうと、相当だろうということでも、先ほど言いましたような事情の中では、やはり私どもの学校の方で預かる、特殊学級を組むというような状況がございます。

その中では独立した学級を1つ創設するわけですから、その部分の人員配置等は道教委の方からも、国の方からもいただくわけですけれども、ただ、それだけではやはり補い切れない部分というのが当然ございまして、実は予算の中にも人員配置ということで予算的に措置する場合もございます。

それから、なおかつ学校の施設改善についても、やはり行わなければならないというところも出てまいります。それは実際問題できる範囲でしかできないわけで、1人のためにエレベーターを新たに設置するというようなことは、実際はでき得ない部分でござ

いまして、できる範囲の中で手すりですとか、トイレの改造ですとか、そんな部分では措置している状況ではあります。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 全部答えていないんですけれども。教育長、やっぱり答弁する以上は、どこかに、頭の中にあったのをぽっとなきゃべればいいという問題ではないと思うんですよね。議会終わってから、もし私が2回ぐらいで終わってれば、町内にはこういう司書教諭の資格がないんだなということになるんですよ。だから、わかっていたら、わかっている人がきちんと資料を出すとか、そこにせっかく並んでいても何の役にも立たないのではないですか。議会軽視だと思いますよ、そういう発言をしていくということは。非常に私はそういう点では、そういう答弁をされると、次から本当にその答弁が正しいか、一々確かめながらやっていかなければならなくなってしまいますよ。

特学の問題ですけれども、設置の仕方については、今、課長おっしゃったとおりだと思うんですけれども、私が心配するのは、それぞれ就学指導委員会でしたか、それでどういう方向が望ましいですよということを保護者の方に話ししながら、それぞれの進路を決めていくという……

●委員長（室崎委員） 12番さん、就学指導委員会の話になってくると、次の目でないかと思うんですが、教育振興費の方になりますけれども、できましたら、そちらでもう一度、お願いいたします。

●谷口委員 はい、わかりました。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 司書教諭の件につきましては、大変申しわけございません。私自身が何人かの方のその資格について認識があったもので申したんですけれども、しっかり調査してご答弁申すところ、大変申しわけございませんでした。

●委員長（室崎委員） 2目、学校管理費、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

281ページ、3目教育振興費。

12番。

●谷口委員 すみません。私ページを間違っていました。

特殊教育の、特殊学校の指導委員会については、今、課長の方から説明がありました

けれども、私が一番心配しているのは、それぞれ指導されて迎えますよね。それで、さっきも言いましたけれども、軽度、重度いろいろありますから、その子供さんの状況に合わせた指導をされていくと思うんですけども、そういう中で、実際に専門の学校に行った方がいいよ、あるいは町内の特学で学ぶようにしようとか、それから、どうしてもうちの子供は普通学級でと言う保護者の方もいらっしゃるのではないのかなと思いますけれども、そういうとらえ方でいいですか。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） おっしゃるとおり、さまざまな要因で私どものお勧めする方向性と違う場合がございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 そういう中で、それぞれの学校に進まれると思うんですよね。専門の学校、町内の特学、あるいは普通学級と。そういう中で、実際に教育委員会や学校の方で、こういう方向でいきたいと思いますと言うけれども、保護者さんの都合というか、そういう関係で、いやどうしても、あるいは就学指導委員会なんかでも、ここではないかなというようなことをやって、実際、特学もさまざまなあれがありますから、状況によると思うんですけども、せっかくそういう方向で決めていっても、結果的にはそれがうまくいかなくて、その学校になじめないというか、なじめないのか、それとも何かがあるのかわかりませんが、例えば不登校だとか、そういうことに結びついた事例というのはあるんですか、ないんですか。すべて今のところはうまくいっているんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 指導室長。

●教委指導室長（酒井室長） 答えいたします。

教育委員会が今キャッチしている部分で申し上げますけれども、特殊学級、いわゆる特学に在籍する児童・生徒で不登校に今なっているという事例はお聞きしておりません。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 私が聞いたかったのは、それもそうでしょうけれども、実際、特学を勧めても、保護者さんの方で普通学級にぜひというような形で、普通学級に在籍して不登校だとかそういうことがないかということなんです。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 確かに、先ほど申し上げましたように、私どもの方向性と保護者の方の考え方といいますか、一致しない部分がございますが、ただ、その場合、

長い時間をかけてでも、やはり親御さんとお話しする、その子供にとってどうなんだろうということをおもは常に親御さんの方にお話しします。そういうお話し合いの中でやはり特学の方に通われるということが大部分でございます。例外的にもあるんですが、その場合も、やはりその状況の中、1年普通学級だけでいった部分であっても、次年度からやはり認識していただいた中で特学の方へ移っていただく。

それから、逆に特殊支援学校の方へ行くのが相当という判断でございますが、なかなかやはり小さい、特に、新1年生、手元から離すということが忍びないという中で、何とか町内の学校で入学させたいというようなことで、そういうケースがございますが、こういうケースの場合は、逆に言えば、厚岸町の方では受け入れているというような状況ではあります。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 そうすると、町内の学校で、例えば、小学校から中学校、今は中学校の教育費ですから、小学校のときはうまくいっていただけども、中学校に行って、それが普通学級に在籍していたとしても、中学校に行ってから不登校になってしまったとか、そういう事例というのは、厚岸町内では今のところはないということか、今までは、すべてうまくいってきているというふうに理解していいんですか。

例えば、もしそういうのがあれば、やっぱり実際、その後も子供たちは続くわけですよ、さまざまな形で。そうすると、そういう実績の積み重ねというのもやっぱり知っていただくとか、そういうことが必要ではないのかなというふうに私は思うんですけれども、どうなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 指導室長。

●教委指導室長（酒井室長） お答えいたします。

児童・生徒の特学への在籍、あるいは小学校から中学校への引き継ぎ、そういった部分については、教育委員会、それから学校、保護者が十分話し合いをして、特に、保護者の了解のもとでそういったところの手続が行われていると、そこを大事にして行われているということが1点ございます。

お尋ねの件ですけれども、不登校ですとか、いじめですとか、そういった重大な問題に発展したというケースは今のところ押さえておりません。

●谷口委員 はい、いいです。

●委員長（室崎委員） 3目、教育振興費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園費。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費。287 ページです。2 目生涯学習推進費。

8 番。

- 音喜多委員　ここでちょっと生涯学習の施設の関係についてお尋ねしてまいりたいと思います。

今回、真龍小学校の改築に伴いまして、この学校の中に生涯学習施設整備事業として、それなりに見ておりますが、生涯学習会館のというか、そういう施設を盛んに道内でもというか、全国的に、高齢化とともに生涯学習を推進していかなければいけないという観点から、もう30年も前というか、盛んに20年くらい前にはそういった運動がございまして、厚岸町でも今の情報館のわきに、JRの国鉄精算事業団から用地を買収して、一遍に情報館とそういった会館を建てようという機運もあったことは確かだというふうに私も思いますし、私も全道のある施設を見せていただいたりして、一時期そういう機運があったのは事実だというふうに思います。

そんな中で、こうした時代とともに、そういう背景の中で、厚岸町においては、今日までは中央公民館を拠点にしながら、最近では情報館を活用したり、あるいはいろいろな施設、会館等を利用しながら、生涯学習に寄与してきたわけですが、今回学校の中に生涯学習施設を設けるということは、ここを本拠地にしてみても考えていい観点なのか、あるいはあくまでも今までどおり中央公民館、情報館、そして今回できる学校の中のそういう施設を利用してという3点的なというか、ほかのものもあるでしょうけれども、どこを拠点にして、その生涯学習を推進していこうという考え方が教育委員会の中にはあるのでしょうか。まず、その近辺のあたりをお聞かせいただきたいと思います。

- 委員長（室崎委員）　教育長。

- 教育長（富澤教育長）　今、ご指摘の真龍小学校内につくる生涯学習の機能という問題でございませうけれども、1 つには、今生涯学習の拠点をどこに置くんだというお話ですが、生涯学習という観点から立つと、例えば海事記念館、情報館、それぞれ拠点の一つであるというふうには認識いたしております。

ただ、もうちょっと狭い意味での生涯学習、昔でいう公民館的な活動というふうな観点到に絞っていくと、現在の中央公民館については、特殊教室、いわゆる陶芸室なり木工室なり、その他の特殊工芸室については、一切設備が、厨房についてはございませうけれども、厨房以外の特殊施設はないという観点からいうと、いわゆる一般学習室的機能を有しているというふうに考えております。

そういう意味でいうと、今回の真龍小学校の中では、例えば音楽室、防音の装置もあると、あるいは図工室、図工室については陶芸の電気窯を有している。そういうふうな特殊教室を幾つか有しているという中では、そういうものを有効に活用していく形で中心的な役割を果たしていきたいというふうに考えているところでございます。

- 委員長（室崎委員）　8 番。

●音喜多委員 そうすると、昔のようなイメージの、いわゆる1つの施設の中にそういったものを網羅しているというものではなくて、今言われている考え方であれば、今言われたように、陶芸であれば真龍小学校へとか、あるいは文芸的なとか、工芸、芸術文化であれば中央公民館とか、そういった各分野ごとにそれぞれの場所に分かれて生涯学習を推進していくという考え方でいると。

繰り返しになるかもしれませんが、以前の考え方であれば、1つの施設の中に、屋根の下にいろいろな機能を持ったものを建てて、それが生涯学習のやかたとか、そういうものを求めて今までは来た経緯がありますけれども、ほかの地域でもそういったものは持っているとか、そういうところがございますけれども、我が町においては、今の生涯学習においては、それぞれの施設の中に分野ごとに、それぞれ特徴のあるそういった場所を使つての生涯学習を推進していくという考え方だと、基本的にはそういう考え方で変わりはないんだということでございますか。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） ちょっと言い方に誤解があったかもしれません。

そうではなくて、例えば、今回の部分でもごらんいただいたと思うんですが、和室も用意しておりますし、今度の体育館建設に当たっては、体育館の2階に専用の会議室も用意いたします。ですから、今の中央公民館と同じような形での学習活動も可能だということでございます。

ただ、生涯学習活動の大きな1つの柱は、町民の自主的な活動だというふうに考えております。現在も公民館サークルとして、中央公民館をご利用のサークルがたくさんございます。これにつきましては、地理的な条件もあって、そちらを利用されているという部分もございますので、この点については、そのまま続けていただくことが結構だというふうに感じますし、また、新たに先ほど言ったような陶芸なり、ほかの部分での講座を開催することによって、潜在的な需要を起こす、その中で、その一つのもの、できたものが今度新たにまた自主的に、今度は真龍小学校を使ってサークルとして活動していただくというふうな流れになっていくのではないかなというふうに考えております。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 わかりました。

すると、今言われているように、それぞれが、先ほど例に例えて、厨房においては中央公民館なり、あるいはそういったものを持たない情報館とかは別なそれぞれの分野とか、それぞれスポーツなり文化とか、その学芸的なもの、あるいはそういう趣味的なものとか、そういったものはそれぞれの施設で個々の自主的なサークル、あるいはそういった同好会なりを立ち上げていただいて、それぞれの施設を勝手にというわけではないんですが、それに向いているとか、自分たちが、どれがふさしいというふうに判断されるかどうかは別にしても、そういうものを生涯学習拠点として使っていた

だくという考え方であるとそういうふう理解していいですか。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） そのように考えております。

●音喜多委員 はい、いいです。

●委員長（室崎委員） 生涯学習推進費、他にございますか。
3番。

●南谷委員 9款5目2項の生涯学習推進費についてお尋ねをさせていただきます。

この推進費の計画予算の中で、大きなウエートを占めておるのが生涯学習施設整備事業1,925万4,000円でございます。今、8番委員さんの方から事業の趣旨、それから内容についてのご質問を拝聴させていただいたんで、中身については理解をさせていただいたんですが、もう1点だけちょっと確認をさせていただきたいなと思います。

事業の支出関係でございます。地方債が1,920万円、一財から5万4,000円と、こういう計上になっておるんですけれども、一瞬私思ったんですが、地方債といっても、一財から出すようなものではないのかなと、こういう判断したんですよ。生涯学習推進費を推進するに当たって、町として積極的に取り組んでいきたいと、そういう趣旨はわかったんですけれども、その財源の多くを、1,925万4,000円というものを一財というんですか、自主財源でと、こういうふうに一瞬とらえたんですけれども、こっちの一般会計の補正予算の資料で地方債1,440万円と480万円に分かれておる、これらについて、それではよく説明を聞く、後ほど国の補填という、償還年限の中で町としての負担部分がどうなのかと、この辺の関係についてお尋ねをまずさせていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

予算書290ページの地方債1,920万円の内訳でございます。

委員ご指摘のとおり、一般単独事業債が1,440万円、それから、地再債ということで、地域再生債でございます。これはすき間分でございます。一般単独債の充当率75%の差額25%分についての許可でございます。合わせて1,920万円の地方債を予定してございます。

委員ご承知のとおり、一般単独債でございますので、いわゆる見返り交付税措置はございません。地域再生対策債につきましては480万円予定しておりますが、これは理論償還費と申しますか、交付税の基準財政需要額に算入される中では、単位費用として算入されております。したがって、幾ら幾らという計算は非常に面倒くさいというか、かなり複雑なものがございまして、1,000円に対して幾らの償還の部分が交付税措置されているかということ、ちょっと出しづらい部分がございます。ただし、単位費用とし

てシャワー的に公債費の方に入っているということをご承知おき願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 そうします、ただいまの説明ですと、よく理解をさせていただいたんですが、その多くが町として拠出をしていかなければならない。事業を推進する、大いに結構だと思っんですよ。財源をどうしていくのかという部分では、一財からすべて出していくような方法というのはいかがなものかなと。その辺の考え方というものは、これからの町の運営にとってやっぱりしっかりと考えていかなければならない、事業展開をしていかなければならないという基本、僕は僕の理念を持っているんですよ。そういう意味からすると、事業をされる、推進される、大いに僕はやるべきだと思っんですよ。

ですから、町の皆さんは、我々以上に行政に対しても、制度に対しても、優秀な能力を持っておられると思います。せつかくこういう事業をされるというんであれば、もつと踏み込んだ制度の活用というものを私はもう少し道を探っていただきたいと感じたんですよ。いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） まず、財源的な有利なものこのからの模索といいますか、その分についてお答えしたいと思います。

まず、この生涯学習施設、建物は一棟といいますか、屋内運動場ということで一棟でございます。一般的にいう複合施設になります。そういう場合であっても、制度上これは義務教育施設ということの、いわゆる国の交付金の対象には当然ならないので、ほぼ100%地方債を充ててございます。

ただし、これに対しまして、これを予算計上する際に、この生涯学習施設に対する、いわゆる道補助金であるとか、国庫補助金であるとか、そういうのがないか、私どももまちづくり推進課等と調整をとりながら模索はいたしました。しかしながら、当初予算を編成するまでにおいて、有利な国庫の補助金であるとか、道の補助金であるとか、そういうものが見つかりませんでした。

したがいまして、この一般単独事業債、それから地域再生債を充当し、財源を充てるということで当初予算は編成したところでございますが、今後、その補助金が模索して、さらにそういう模索行為を、行動を起こして、あるかどうかはわかりませんが、あきらめることなく、確率が1%であれば、そういう補助金等の獲得歳費に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 課長の説明で、その経緯についてはわかったんですけれども、私はこういう事業はやっぱり町としてしっかり取り組んでいくべきだと思いますし、これからも頑張つて推進していただきたいと思います。

ですけれども、財政がこういう時代にあって、一財から町として負担を、これだけをほとんどのものを町として拋出していくんだと、そういう論点というんですか、そういう部分もしっかり視野に議論をされて、こういう計上をされておると思うんですが、単純に僕、最初一瞬見たときには、おやおやと思ったものですから、やはり町として町民の皆さんに、こういう事業を町としてほとんどの単独で事業をし、お金を出してでも進めていくんだと、こういうものもしっかり町民にもPRして取り組んでいるという姿勢も出していかなければならないだろうし、やはり一財から出す部分については、慎重にやっぱり内部で協議をして取り組んでいくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 確かに、そのとおりだと考えます。

実は、先ほど申したとおり、校舎側にも陶芸を行う部屋、あるいは調理を行う部屋、音楽室等々使えるという施設がございます。ただ、この施設だけではほとんど利用できないというふうに考えます。というのは、学校には今までもそういう施設はございました。これは使うためのシステムが一番大切だというふうに思います。学校は今、安全という面を一番重視している。ほかからの進入に対してどういうふうに考えるんだというあたり、そして、もう一つは、学校開放が先生、学校の負担になっていないだろうかという、この2点だろうというふうに思います。

その中で、この施設の中には生涯学習課が入れるような形で機能したい。そのことによって初めてそういうふうな学習施設が生きてくる。これはやはりその専用の入り口から学習課が常にチェックをして、入ってくる人間は学習施設利用者というふうな名札をつけていただく、そういう中で入ってきて活動を行う、これに対して学校側は、いわゆる一般の方たちが入ってきたという中では、この間のあいさつ運動じゃないですけれども、きちんと学校内でも大人の人たちとあいさつをしていくというふうな中での交流もできますし、また、いろいろな活動をしていくのを子供たちが一緒に見ることができたり、体験することができる。これもすべてその中に人員が配置されることが僕は絶対的な条件だろうというふうに考えています。

その中で、今回の会議室と事務所の部分がどうしても必要になる。以前には生涯学習関連施設として3分の1の補助金等もあったんですけれども、これは交付金への移行の中で、この補助金がなくなってしまったという中で、財政当局、町長とも協議をさせていただき中で、ぜひつくりたい、つくるためにはこういうふうな財源の中で行っていただくしかないということで今回考えたものでございますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●南谷委員 はい。

●委員長（室崎委員） 2日生涯学習推進費、他にございますか。

(なし)

- 委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。
3目公民館運営費、ありませんか。

(なし)

- 委員長（室崎委員） 4目文化財保護費、5目博物館運営費。
12番。
- 谷口委員 最近のプラネタリウムの利用状況というか、ここ過去5年ぐらいどういうふうに移しているのか、ふえているのか、減っているのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですが。
- 委員長（室崎委員） 休憩します。

午前10時59分休憩

午前11時04分再開

- 委員長（室崎委員） 再開します。
生涯学習課長。
- 教委生涯学習課長（藤田課長） 大変貴重な時間をおかけしまして申しわけありません。
一応、平成14年度からの資料で申し上げたいと思います。
平成14年度が2,012名でございまして、入館者の45%がプラネタリウムをごらんになっている。それから平成15年でございまして、1,885人でございまして46.44%がごらんになっている。それから16年でございまして、2,223名、これも46.61%がごらんになっているということでございまして、平成17年1,935人、それから平成18年2,253名というふうになってございまして、平均、年によってばらつきはありますけれども……

(「プラネタリウムの利用人数」の声あり)

- 教委生涯学習課長（藤田課長） ええ、プラネタリウムをごらんになった方の人数でございまして。

(発言する者あり)

- 委員長（室崎委員） 休憩します。

午前11時06分休憩

午前11時07分再開

- 委員長（室崎委員） 再開します。
生涯学習課長。

- 教委生涯学習課長（藤田課長） プラネタリウムの入館者の数でございます。平成14年2,012人、平成15年1,885人、平成16年2,223人、平成17年1,935人、平成18年2,253名でございます。

- 委員長（室崎委員） 12番。

- 谷口委員 そうすると、横ばいというか、同じような形で今のところは利用はされると減りもしないし、特別ふえていくというような状況でないということですよ。
それで、最近このソフトなんですけど、展示ソフト、これはどういうふうになっているんですか。新しいものに更新していつているのか、それとも、例えば、以前は買ったり、あるいは自主制作だとか言っていましたけれども、その辺はどういう形に今なっているんでしょうか。

- 委員長（室崎委員） 海事記念館長。

- 教委海事記念館長（北川課長） アニメのソフトの話だと思うんですけども、自主制作は今のところはやっておりません。一応、春夏秋冬ということで、春・夏・秋・冬ですか、4種類のアニメを使ってやっております。

- 委員長（室崎委員） 12番。

- 谷口委員 もうちょっと大きい声で答弁していただきたいんですが、私もだんだん耳が悪くなっていくかもしれませんので、たまに聞こえないときがありますので、よろしくをお願いします。
それで、今聞きますと、春夏秋冬、古いのを使ってやっていると。首をかしげられても困るんですけども、更新していないということになれば、江戸時代のを使っていると私言っているわけでありませぬので、以前に用意されたものを今使っているということですよ。
そうすると、結果的にはそれをエンドレスではないけれども、同じようにやっているということになると、どのくらい同じくやっても耐えられるものなんですか。例えば、入館者が来ますよね。それで、学校教育にも大いに利用してほしいというふうな形でやっていると、それがやっていたら、また同じかということになって

は困るのではないのかなと思いますけれども。その辺は今更新されていないということになると、一定の時期が来たら、やっぱり何らかの手だてを打っていかねばならぬのではないかなと思うんですが、その辺についてはどういうふうになっていますか。

●委員長（室崎委員） 海事記念館長。

●教委海事記念館長（北川課長） 今、4本、4種類あるんですけれども、一番新しいソフトが2年目で、1本1本、1年1年で、その前が3年目、4年目、— 2年、3年、4年、5年目ということで映してというか、やっておりますが、現在のところ。

それで、実際はアニメのソフトというのは、買っているような状態で、大体1本当たり10万円とちょっと聞いておまして、今後、やっぱり一番古いので5年ぐらいたっておりますので、都度かえていきたいなとは思っております。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 そうすると、古いのはもう5年たってしまったということですよ。それで、今年度と前年度については予算措置されなかったから、結果的には古くなっているというふうに理解していいんですよね。

そうすると、当然、今5年目、あるいは4年目については、そういう更新をするような計画をきちんと持っていかねばならないというふうに思うんですが、そういう計画にはなっているのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 海事記念館長。

●教委海事記念館長（北川課長） 今、具体的にかえるというのはまだ考えておりませんが、大分、ソフトも古い部分もありますので、来年以降は都度ソフトも、全部はこれはできませんので、古い順番にかえていきたいなとは考えております。

以上です。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 そうすると、今年度は無理だけれども、来年度以降、そういう更新を考えているというふうに理解していいんですね。

それから、海事記念館で情報発信のホームページを立ち上げるというような説明があったと思うんですが、これについては、予算はどこで見ているのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 海事記念館長。

●教委海事記念館長（北川課長） ホームページの開設につきましては、海事記念館費の役務費の通信運搬費の中のインターネット接続料と、それと14節の使用料及び賃借料の

中の使用料で、パソコンソフト使用料であります。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 展示用ソフトについては、さっき課長言ったとおりでいいんですね。何も返事がなかったけれども、そういうふうに理解しておいていいんですね。

●委員長（室崎委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（藤田課長） 来年度以降につきまして、先ほど館長の方から説明ありましたとおり、5年以上、最高古いので5年もたっているということになっていますので、今年度はちょっと予算の関係でできませんけれども、来年度以降考えていきたいと、このように考えております。

●谷口委員 はい、いいです。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。
博物館運営費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。
297ページ、6目情報館運営費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 次は、301ページ、6項保健体育費、1目保健体育総務費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2目社会体育費。
12番。

●谷口委員 スポーツ振興の関係でお尋ねをしたいんですが、前の議会の一般質問でお伺いしましたけれども、AEDの設置の問題なんですよ。心臓除細動器の。

それで、最近思わぬ事故というか、そういうものが各地でさまざまな形で、子供たちの部活、あるいは社会体育の中で起きていて、学校の方からもAEDの設置を要望されているという説明がされていたと思うんですけども、少年野球なんかでは、ボールが胸にぶつかって心停止に陥るといようなことがあって、ここにどういうプロテクター

というか、そういうものをつければいいのか、そういうのも今開発中だというふうに聞いているんですけども、AEDの設置については、やはり1分刻みで助命率というか、それが低下していくと。7%から10%ぐらいずつ下がっていく。ですから、10分で100%という感じなんですけれども、一刻を争う、そういう時にこのAEDが設置されていると助かる命が結構あるというふうに言われていますよね。

そういうことで、学校あるいは社会体育施設、そういうところでのこの器械の設置、これについては町として計画をつくって設置していこうという考えにはまだ至っていませんか、その辺はどうなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げたいと存じます。

AEDの設置に関しましては、全施設に一遍につけるということが一番望ましいところではございますけれども、なかなか町の財政的な事情からしまして、そういうようなことにならないというような事情もございまして、どのように進めていくべきかというようなことで検討をさせていただいております。

町内のどういう施設につけなければならないか、候補先としましては、27施設が挙げたわけでもございまして、今委員さんおっしゃられました10分以内で救急措置を施さなければ命を失うような状況というのがやっぱり最も懸念されるところでございます。

そういうところで、私ども救急車に設置をしております器械が現場に到着する時間、こういうのを勘案いたしまして、一番遠いところでいきますと、片無去小・中学校23分、最も早いところでは厚岸小学校等々2分程度で到着するというような状況になっておりますところから、幾つかのグループにこれを分けまして、第1グループにつきましては、10分以内に到着できないようなところについては最優先で措置をすべきであろう、そういうふうに考えまして、ここににつきましては6施設を考えております。

年次的な計画でというふうに考えておりまして、初年度については、その6施設。次の年度については、6分から8分の間に集中しております厚静小学校から真龍中学校までの間、ここは7施設ほどございますが、ここへの配置。そして、それ以降につきましては、3分以内で救急車が到着する時間帯ではございますが、財政状況を見ながら検討をしていく方向がいいのではないかなというような腹案を持っておりまして、財政事情もありますので、初年度の段階では、この当初予算に計上はされておられませんけれども、今後の補正の中で財源手当等々を考えながら順次対応を進めていくというような方向で考えているところでございますので、ご理解いただきたいというふうに存じます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 そうすると、今年度からこの事業は始めようというふうになっているというふうに理解していいんですか、当面6施設ですけれども。

ただ、もう一つ私心配するんですけども、救急車に設置してあっても、救急車は救急車の役割もあると思うんですけども、それで、たまたま必要なその方向と救急車の出動

とは一致しない。一致してもやっぱり救急車の役割がありますから、その救急車頼りではちょっと心配だなというふうに思うんですよね。

例えば、そうであれば、別な車に常に設置をしておくとか。そして、この装置は講習を受けた人であればだれでも使用ができるようになるわけですよね。そうであれば、何が何でも救急車でなければだめなのかと若干そういう気持ちも、救急車の役割もありますから、それはそれで私はいいいとは思いますが、もう1台ぐらいいはいつでも持って走れるような体制も必要ではないのかなというふうに思うんですが、どうなんでしょうか。

それと、もう一つ私心配なのは、部活が中心で、球技だとか、ある意味激しいスポーツをやるというのは、市街地の学校の方が多いと思うんですよね。そうすると、やはりそれが、本当に近くにあることが大きな効果を発揮すると。ですから、以前テレビで拝見しましたら、常に監督、コーチの座っているベンチの上にはいつもAEDが置いてあるというような風景も映し出されていたんですが、これはやっぱり早急な対策を全町を挙げてとってほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

平成19年度から順次対応してまいりたいと考えております。

救急車に頼りっ放しでいかがかというようにございまして、消防署の状況をお聞きをさせていただきましたところ、通常の救急車に1台、それから、もう1台予備の部分にも設置をされているというふうに伺っております。

また、上尾幌分署にも1個置いてあるというようにございまして、ここの部分につきましては、上尾幌の学校対応等はこちらから走るよりも対応しやすいだろうというふうに考えてございまして、そちらに頼った方がいいのかなというふうに考えているところでございまして。

また、講習を受ける必要が当然、この除細動器についてはございまして。導入をいたした段階で、それぞれの施設につきましては、その利用の関係についての講習、これは消防署の協力をいただきながら適切に実施をしていって、万一のときには対応をするというように体制をつくらなければならないというふうに考えているところでございまして。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 私の方から、学校、特に部活動ということで必要ではないかということに対してのご質問にお答えいたしますが、おっしゃるとおり、私どももその必要性は感じまして、当然そのような計画もしていたところでございまして、さきに答弁ございましたように、町全体の中での計画というところに総括されるということになりました。

ただ、私どもも今答弁の中にもございましたように、講習を全教員がやはり整備されたときには使えるような体制づくり、これも進めますし、それと陸上競技大会ですとか、

それからいろいろな競技大会がございます。そのときは、できれば消防の方からお借りする中で、その大会当日は設置していくというようなことで当分は取り進めたいというふうに考えてございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 これ1台どのぐらい予算としては必要になるんですか。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 今現在、予算措置上の数字といたしまして、私どもおさえさせていただいておりますのは、販売価格70万円程度のものかと存じますが、入札等で数字が下がるというふうに聞いておまして、1台当たり40万円程度でいかなものかなというような数字を考えておりますが、実際にやっぱり札をいただいてみませんとわからない部分がありますので、こちらの虫のいい数字かもしれませんが、何とかこういう範囲でというふうに考えているところでございます。

●谷口委員 わかりました。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

2目社会体育費、他にございますか。

11番。

●岩谷委員 宮園公園のパークゴルフの使用料の機械、今年3年計画での草刈り機ということなんですけれども、この、計画書によれば、ラッピングマシンとやら、それからスプレッターというのも一緒に載っているんですけれども、これらは含めて、その内容をお教えいただきたいと思えます。

●委員長（室崎委員） 体育振興課長。

●教委体育振興課長（松浦課長） 宮園公園パークゴルフ場用機械整備事業の内容につきまして、お答え申し上げたいと思えます。

今、委員さんから言われたとおり、まず、芝刈り機1台、これはグリーンとフェアウエーを刈る専用の機械でございます。それからラッピングマシン、これは芝刈り機の歯を研磨する機械でございます。それと、もう1台は、スプレッターといいまして、これはいわゆる肥料散布機でございます。この3台を今年度購入する予定になってございます。

●委員長（室崎委員） 11番。

●岩谷委員 それじゃ、今年新しい機械を購入、芝刈りですね、たしか以前のやつは、とにかく調整がきかなくて、それこそトラ刈りみたくなって大変何か苦労している面がありました。それで、この古い機械、たしか2台あると思うんですけども、これらはどういうふうに今後持っていくのか、ちょっとその辺教えていただきたいんです。

●委員長（室崎委員） 体育振興課長。

●教委体育振興課長（松浦課長） お答えいたします。

今年導入予定の芝刈り機につきましては、ロータリー式からリール式ということで、いわゆる芝に優しい刈り方のできる機械でございます。それは先ほど申し上げたとおり、グリーンとフェアウエーを専門にそれで刈るということで、そのことによってトラ刈りができたり、刈りむらができるというようなことは大分少なくなるのかなというふうに思っています。

それで、残りの今現在2台ありますけれども、それにつきましては、ラフ、その他を専用に刈る作業に当たってもらうということで考えてございます。

●委員長（室崎委員） 11番。

●岩谷委員 今年度につきましては、あと本当の何か月もないですね。皆さん、それぞれに期待もしております。そんな中で、やはり芝刈り機が一番の問題になりますので、古い2台については、そのまま残しながらラフを刈る、そして新しい機械は要するにフェアウエーとグリーン上と、大変期待する部分がありますので、十分それらの活用についてははしていただいて整備していただきたいと思います。

あと、いいです、答弁は。

●委員長（室崎委員） 答弁よろしいんですね。

●岩谷委員 はい。

●委員長（室崎委員） 他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

307ページ、3目温水プール運営費、ありませんか。

3番。

●南谷委員 9款6項3目温水プール運営費についてお伺いをさせていただきます。

計上額が1,504万9,000円、この大きなものは光熱費というんですか、これらの予算が約800万円ほど計上されておるという理解をさせていただいたんですが、以前に温水プー

ルにつきまして一般質問をさせていただきました。ぜひ町民の1人でも多く皆さんに温水プールの活用をとということで質問をさせていただいたんですが、予算の数字だけ見ますと、光熱費の計上が値上げによって予算化されているというふうに理解をさせていただいたんですが、ご答弁の中で、当時、積極的に温水プールの運営について取り組んでまいりたいというご答弁があったんですが、19年度、この計画の中で、一応数字の上にはあらわれないけれども、目玉というんですか、そのご答弁のとおり、どういう事業を今年度されるのかお伺いをさせていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 体育振興課長。

●教委体育振興課長（松浦課長） お答えいたします。

本年度の、19年度の温水プールの事業の内容でございますけれども、まず、幼児を対象としました幼児水泳教室、これを15回、それから小学校……

●南谷委員 委員長、すみません。いつもと違う部分というんですか、簡潔でいいです、全部教えてくれと言っていないですから、考え方というんですか、そういうものがあれば、その部分で結構です。

●教委体育振興課長（松浦課長） 基本的には前年度と同じようないろいろな教室等開催を見込んでおりますけれども、ただ、開催回数をふやしたり、あるいは特に一番大きな部分では、厚岸ジュニアスイミングクラブの開催回数、これにつきましては、実は昨年町長の手紙で、もう少しこの回数をふやしてほしいという直接の訴えがございまして、それにつきましても、現場で十分対応して、現場の指導員とともども協議をしまして、今年度大幅に回数をふやすという予定で今準備を進めているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 僕は、入り込み数は数字だけ前回答弁の中で落ちているから入り込みだけすればいいということを決して望んでいるんでないんですよ。やっぱりせっかくその町の施設ですから、活発な運営というんですか、町民の皆さんに利用させていただくことについてお願いを、考えを申してきたわけで、計画をつくる段階で今年度、今言われたようなことも含めて、やっぱり慎重にしっかりとその計画の中で、そのことでお金が、僕は期待しておったんですよ、この計画の中で事業費がどうなのか。お金かければいいというものでないんでしょうから、数字では、僕はこの計画の数字ではそれが読み取れなかったものですから、どういうことがその後検討されて、どうなっているのかなという思いがあって質問をさせていただいておるんで、取り組みを含めて積極的な事業展開をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 体育振興課長。

●教委体育振興課長（松浦課長） 新たな展開でこの予算措置は直接してございませんけれども、今、3番委員さんが言われたとおり、それから、昨年議会でもご指摘があったとおり、温水プールの事業の展開に当たりましては、積極的にPRも含めて多くの町民の皆さんが利用できるように、職員一同頑張っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 今の発言で、新たな取り組みはしていないけれども、それはいいんですけれども、ちょっと僕気になったんですよ。言葉じりではないんですけれども、特別ということで、少なくとも一般質問で今後取り組んでいきますよと言ってご答弁いただいたんですよ。ですから、この計画については、結果としてこうだということで僕は理解させていただいたんですけども、課長の今の答弁であれば、改めてしなかったけれどもというのがあったんですけれども、いかがですか、その辺は。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私の方からお答えさせていただきます。

予算面にあらわれないのは、1つには指導員が直営でいるという対応と、もう一つは、そのジュニアスイミングクラブについては、同行の方のボランティアが以前から対応していただいていたいて、それも含めて今回そういう小さい子供たちが水泳に親しむのが2週間に一遍とかでは少ないというふうなご指摘もあって、もっとふやしてほしいというふうなご指摘でした。それもボランティアの方の了解を得て倍行うことができるというような体制でございますので、予算にはあらわれてこないけれども、僕は去年よりは泳げる子供をつくっていく、きっちり泳ぐ習慣をつけていくという上では収穫ではなかったのかなと思っておりますし、ほかの講座についても積極的に進めてまいりたいというふうに存じます。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 僕は、そんなに温水プールの方に見に行けるわけではないんですけれども、行った折に、皆さん、働いている皆さんも非常に明るくて一生懸命取り組んでおられるんですよ。いいムードで皆さん頑張っておられるなど、こういう理解をしておりますし、認識をしております。残念ながら、入り込み数が落ちてきているのも現実だと。何が原因なのかなと、そんな思いをしておったんです。やはり、むしろその運営をする側の課長を初め、スタッフの皆さんがしっかり企画立案をしていただくことが必要ではないのかなと、かように僕は考えるものですから、改めて今年もしっかりと事業展開していただきたいと思えます。いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） ありがとうございます。温水プール、一生懸命頑張っているんですが、1つには学校の生徒の数の減少というのがどうしても数字としてはあらわれてくるというふうに考えます。そこをカバーすると言っては何ですけれども、地道な活動としては、やはり泳げない人を泳げるようにしていくというふうな講座を地道に重ねていくということが水泳愛好者をふやしていく道ではないのかなというふうに考えております。その上での、そのためのいろいろな講座については、今年度も積極的に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●南谷委員 はい。

●委員長（室崎委員） 3目温水プール運営費、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

309ページ、4目学校給食費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 315ページ、11款1項公債費、1目元金、2目利子、3目公債諸費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 12款1項1目給与費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 327ページ、13款1項1目予備費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 329ページから333ページまでは給与費明細書であります。ございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 以上で歳出を終わります。

次に、1ページにお戻りください。1ページの第2条債務負担行為について、6ページの第2表債務負担行為と334ページから338ページまで、債務負担行為に関する調書についてであります。ございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 次に、1ページ、第3条地方債、7ページの第3表と329ページの地方債に関する調書について、ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 次に、1ページ、第4条一時借入金、ございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 総体的にありませんか。
9番。

- 松岡委員 各種基金の残高について、町長の方針をお聞かせ願いたいと思います。という事は、19年度末の残高見込みが17年度に比較して9.19%、1割足らずです。それから18年度が10.66%ですね。ここの残高が減ってきているわけですが、今後この19年度の、いわゆる18年度ですね、18年度の剰余金処分、あるいは今後の補正による積み立て、どの程度お見込みですか。そして、財政的にどういうふうになっているのか、それが一番心配なんですよね。そのことについて、町長の方針をお聞かせ願いたいと思います。

- 委員長（室崎委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ご質問にお答えしたいと思います。

せんだってお配りいたしました議案第1号参考資料、各種基金残高の推移によりましてご説明させていただきます。

委員ご指摘のとおり、18年度末現在高見込みでは6億6,160万円ということになっておりまして、19年度予算で5億9,720万円を取り崩し、積立金で612万3,000円で、19年度末現在高見込額が7,056万3,000円ということになってございます。

それで、例年でありまして、もうそろそろ特別交付税の配分が決定されるところでございます。いまだ国、それから道からこの特別交付税の18年度の配分が決定してございません。3番、南谷委員のご質問にもご答弁させていただきましたが、平成18年度の特別交付税が仮に3億5,000万円ということになった場合と、それから普通交付税の追加交付分、いわゆる調整戻し1,072万8,000円が来た場合に1億5,406万8,000円、この額が通常

というか、例年でありますと、今定例会の追加議案として提案させていただくというような状況になろうかと思いますが、仮に、特別交付税が3億5,000万円と想定した場合に、今言った数字が18年度末の6億6,164万円に加算されることになりまして8億1,570万8,000円となろうかと思えます。

したがって、それから19年度予算の取り崩し5億9,720万円と、積立金612万円差し引きますと2億2,463万1,000円の19年度末現在高、現段階での現在高の想定額に計算上はなろうかと思えます。

そこで、ご指摘のいわゆる剰余金処分、18年度の剰余金は幾ら程度になるのかというご質問であるかと思えますが、これは5月末の出納閉鎖を待たなければ正確な数字はわかりません。昨年度は1億5,000万円の剰余金処分をしたところでございます。ちなみに、形式収支では2億円を上回ったところでございます。18年度末で形式収支が幾らになるか、これはちょっと想定は今のところつきませんが、少なくとも、科目でいいますと、除雪対策費、これにつきましては、ご存じのとおり、このとおり雪が余り降らなかった。これらを考えますと、いわゆる不用額、歳出の不用額もある程度見込めるであろうと。それから歳入でいいますと、当然税収等もきちきち見ているわけではございません。一般的に例年見ますと、700万円から800万円程度の予算よりも増額を見てございます。

そういうことを考えますと、剰余金処分としては5,000万円程度は考えられるんではないかと。しますと、先ほど言いました2億2,463万1,000円に5,000万円がオンされることになりまして、2億7,400万円程度の19年度末現在高見込み額、現段階での想定としての額は、その程度までは財政担当としては数字としてお示しできるかなと思えます。

今後、19年度、この額にどの程度積み戻しがあって可能かということにつきましては、せんだってのご質問にもご答弁をしたとおり、平成19年度の地方交付税がいろいろな情勢がございまして、不透明なものもございまして、その決定によりましては、この18年度にあった8億、それから、19年度中に取り崩す額、これらがなければ20年度のいわゆる予算が組めない状況になることは私から言うまでもないことであると思えます。

したがって、少なくとも19年度中にこの残高に近づけるような積み戻しの努力をしてまいりたいと、財政担当としてはそのように考えております。これにつきましては、各課との連携、それから協力を得なければなりません。そういう分につきましては、内部での連携、町長の指導のもとに取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思えます。

●委員長（室崎委員） 9番。

●松岡委員 非常に財政事情厳しいわけですね。しかし、一番の基本である各種積み立ての基金残高がどんどん減っていくということに対しては、非常に私どもも心細い限りであります。やはりこれを何とか克服していただきたい。大体17年度、18年度末くらいの基金残高に持っていくような方法にしていただきたいと思います、こう思っています。そのように努力してもらいたいと思うんですが、町長、いかがですか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 大変厳しい財政状況の中であります。ご承知のとおり、本年度も5億9,000万円の基金を取り崩し均衡を図ったわけであります。その分についての来年以降の関係でありますが、何とか19年度の基金についても、財源の捻出等を考慮し、さらに、特に、一番やはり財調が重要な予算になるだろうと思っております。と言いますのは、やはり有事のための蓄えというのは大事なことでありますので、さらにはまた、余剰金の問題、先ほどお話ありましたけれども、これらの点も十分に見きわめながら、何とか積み足しを見出していきたいと、そのように考えておりますので、今後とも可能な限り確保を図ってまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 9番。

●松岡委員 言うまでもありませんけれども、やはり何といても、この基金の積み立て、いわゆる貯金ですね、貯金の残高がやっぱり今後の町政運営に大きく左右されると思うんです。私は若狭町長の手腕に対して非常に期待をしているものですが、何とかこの難関を乗り越えてほしいと、このように思います。

以上、答弁はいいです。

●委員長（室崎委員） 答弁よろしいんですか。

●松岡委員 はい。

●委員長（室崎委員） 他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」「反対」の声あり）

●委員長（室崎委員） 討論ありますか。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14番。

●田宮委員 私は、平成19年度一般会計予算案に反対をし、討論をするものであります。国の政策に影響されて、地方財政は町民の負担がふえることになりました。1つは定

率減税の廃止であります。昨年は半減をされましたが、今年は全廃であります。この6月には町民税の定率減税廃止と税源移譲による住民税率の引き上げ、同時に実施されるために町民税が大幅にふえることになるのではないのでしょうか。予算書では8,535万円昨年度と比べて本年度ふえることになっております。税源移譲だけであれば1年を通じて増減が相殺される仕組みになるわけではありますが、定率減税廃止分だけは確実に増税になるということでもあります。年金生活者の場合は、2月に税源移譲で所得税が減る一方、6月には町から届く町民税の課税通知の額が大幅にふえることになるのではないのでしょうか。これらは町の施策の結果ではありませんが、住民負担増の防波堤となるべき町に一定の施策が望まれるものではないかと思うのであります。

さらに、歳入では防衛施設周辺整備事業補助金が3億8,065万1,000円、入ってくればどんな金でもいいというものではないと思います。私は、この予算には反対であります。

歳出では治水砂防防衛施設整備事業のように、矢臼別演習場によるものがあります。演習場がなければ支出不用のものであります。

以上、思いつくままに述べましたが、十分に意を尽くしておりませんが、私は平成19年度一般会計補正予算案に反対をするものであります。

●委員長（室崎委員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番。

●菊池委員 議案第1号 平成19年度厚岸町一般会計予算案について、私は賛成の立場から意見を述べるものであります。

全国の地方自治体、特に小規模な町村は、国が推し進める三位一体の改革により、国庫補助、負担金の削減、地方財源の根幹をなす地方交付税の徹底した抑制策、特に新型交付税の導入、さらには本年度税源移譲が実施されるものの、地方における税収は実質横ばいで大幅な税収確保とはならず、戦後の高度経済成長期以降最大の危機的財政状況に置かれており、厚岸町も同様の状況下にあります。こうした財政的に逼迫した中にありながらも、平成19年度予算案では、昨年に引き続き人件費を初めとする経常経費の縮減などを実施する一方、子育て支援対策事業、真龍小学校改築事業を予算化し、前年度と比較すると約4億円上回る77億円台の積極予算を組み、かつ赤字予算を回避していません。

若狭町長は、戦後かつてない極めて深刻な財政危機を乗り越え、安定的かつ持続的な財政運営を行っていくため、できる限り後年度の負担を抑制するという方針を断固たる決意で貫く一方で、行政サービスが町民の皆さんにきめ細かく、かつくまなく行き届くよう、これまでの既成概念にとらわれることなく、かつ財政基盤の確立を最重点に置いた予算編成に最大限の配慮をし、どんなに財政難であっても厚岸町の将来の発展をしっかり見据え、そして、未来志向で各種施策に取り組んでいこうという積極的な姿勢と強力なリーダーシップを発揮されていることは、本町議会の質疑の中でも明らかになったところであります。

平成19年度一般会計予算は、町民の皆さんの幸せを実現するため、若狭町長が町政執行方針で示された5項目の主要な施策である自然と調和した快適な環境づくり、活力に

満ちた豊かな産業の育成、健やかな笑顔あふれるきずなの形成、心豊かで生きがいに満ちた人づくり、触れ合いと総意で歩む地域社会づくりを推進する基本姿勢をしっかりと反映させた予算となっています。

よって、本予算案については賛成であり、その執行によって自立したまちづくりの展望が開けることに大きな期待を寄せるものであります。

以上、賛成討論といたします。

- 委員長（室崎委員） 他に討論はありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（室崎委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のため休憩いたします。

再開は1時。

午後12時02分休憩

午後1時00分再開

- 委員長（室崎委員） 再開します。

- 委員長（室崎委員） 議案第2号 平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

8ページの第1条からまいります。

第1条歳入歳出予算につきましては、342ページをお開きください。

歳入から審査を進めてまいります。

342ページの歳入です。1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税。3番。

- 南谷委員 1款1項1目一般被保険者国民健康保険税ですか、この本年度予算5億6,600万円についてお尋ねをさせていただきます。

厚岸町の町民の皆さんの国民保険、この根幹をなしておるのがこの保険税だと私は認

識をしております。この1節から4節まで、それぞれの課税をなさっております。

特に、3節ですか、医療給付滞納繰越分7,300万円、現年度繰越分、この計数の掛け率が0.6、滞納繰越分も掛ける0.6という数字で計上がなされております。この掛け率についてお尋ねをさせていただきます。

この係数というんですか、これはいつころから0.6、それから、さらにはその上の1節の医療給付現年課税分0.94、この係数、いつころからこの掛け率なのかお伺いをさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答えを申し上げます。

いつからというはっきりした年度を申し上げられませんが、私の知る限りでは、従来から国民健康保険税の歳入に関しましては、現年度94%、それから滞納繰越分60%という見込み方をしております。そんなところでよろしいですか。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 そうすると、相当前から、このような掛け率で一応計上されてきていると。私なりに平成17年度の町税収と収入状況調べというものを議員の方の皆さんに配付をさせていただいた、この資料をずっとにらめっこをさせていただきました。

例えば、国民健康保険税年度別収入割合、保険税の方で滞納の方なんですけれども、平成14年は9.0、15年が6、平成16年は7.8、17年度は10.4という試算がなされておるんですけれども、今予算に計上されておる掛け率と非常にかげ離れているのではないのかなと、物すごい差があるわけですよ。いろいろ理由はあると思うんですけれども、過去からこういう計上の仕方をなさってきておられると、やはり町民の皆さんに厚岸町の財政の中で、町立病院と国保会計については課題が残っておると、私もそうだと思っております。平成19年度予算の中で、予算書をいただきました。私もこの国保会計の本年度予算案、一番課題の多い部分ではないのかなと、かように認識しておるんですが、いかがですか。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答えを申し上げます。

委員おっしゃられるように、国民健康保険特別会計の歳入、それから歳出予算の組み方ではありますが、本来ですと、収納を見込めるものを推計をして、計上させていただくというのが正しい予算の作り方だということにつきましては、私どもも重々承知をしているわけでありまして、予算を組む段階では、まず歳出がどの程度になるのかということ積算をいたします。大きな支出につきましては、保険給付費ということになるわけですが、いわゆる事業展開の上で給付をする費用が幾らかかるのかということ積算をいたします。そこに出てきますそれぞれの給付の内訳によりまして、では国から

幾らもらえるだろう、道の制度から幾らもらえるだろう、それから高額医療ではどうなるんだろうという、それぞれ推計をしまして、歳入の積算をいたします。

その中に、委員お話し国民健康保険税も大きな割合を占めるわけですが、現年度につきましては、現時点では92%、あるいはそれ前後の現年度分の収納率であります。94%というのは我々が保険税を収納するに当たっての目標値として94%を使わせていただくという中身でございます。

そこを見込んでもおかつ足りない分を本来、先ほどお話にありました9%とか10%というレベルの保険税の滞納分について、そこを当初の段階では60%を見込ませていただくという、なぜそういう手法をとるのかということですが、ここを例えば9%、10%台の収納率で数字を計上しました場合に、歳入の段階で不足が生じます。

それでは本来見込めない国の補助や道からいただく補助を、その分見込んで架空の数字として計上するのかということになるわけですが、滞納繰越額の調定分というのは、債権として数字としては我々も確認ができる。そこを当初の段階で60%見込ませていただいて、実質的には委員おっしゃられるように、年度末ではそんなに入らないじゃないかと、じゃ実際の不足する額をどうするのかという話になるわけですが、税収不足の滞納分も含めた一般会計からの支援というものを最終段階、いわゆる3月末ではなくて出納閉鎖時期の5月31日を見越して数字を確定し、最終的に不足額を確定させていただくという手法をこの間とらせていただいております。

やむを得ないやりくりということは重々、私どももおかしいじゃないかと言われれば、そのとおりであります。予算の組み方上、当初の段階から一般会計からたくさん繰り入れを数字としていただくわけにもいかないという事情の中で、こうした積算をさせていただいているということについて、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 答弁のとおりだということは、私も重々認識はしておるんですよ。ですけれども、この数字を見て、町民の皆さんはそこまで理解ができますか。一瞬、僕は4節の滞納の部分なんか見て、3節ですか、医療費の現年度繰越分の徴収率が60%、滞納繰越分が60%の徴収するよと。通常であれば、前年度分ですから、徴収率は少し上がるだろうと、それから過去のものももう少し下がるだろうと、同じ6割という計上はいかなものなのかなと僕はそう思ったんです。これ若干でも下がるべきではないのかなと、過去のこの資料を見せていただいたら、全然そのレベルじゃないんですよ。確かに、14、15、16年度と、それぞれ17年度は1割近いものの徴収実績になった。だけれども、ここに計上されているのは60%の徴収率なんですよ。およそ6倍の収入の計上なんですよ。

だから、今、課長が申されたように、ここは国との関係もあってこうだと言うけれども、近隣の町村もこのような経理処理を計上されていると言うんですけれども、やはり以前にも私こういう質問をさせていただきました。確かに一般会計から繰り入れがはっきり財源があって最終的にはするんでしょうけれども、何とか少し明瞭な会計になるような手法というものを今後厚岸町として、これは僕は模索するべきではないのかなと。今まではよかったんでしょうけれども、過去何十年こうやってきたんでしょうけれども、

課長だって答弁するのは心苦しくないですか。

私も町民の皆さんに本年度の国保会計こうですよと言ったときに、単純に説明できないですよ、これは。厚岸町だけではなかなか何ともし得ないところというのはあるんでしょうけれども、本来であれば、財源があれば一財からその分クリアして当初予算に組んでいければこういう数字の証言しなくていいんですよ、結論は。ですけども、そうはならないと。そのぐらいこの国保会計については課題が残っているという認識しているんですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 予算の組み方のご指摘の分は、委員おっしゃるとおりであります。ただ、私ども予算を組まさせていただく段階で一番影響のない予算の組み方といいますか、委員おっしゃられますように、最終的には税と一般会計からの支援分ではないのかと、おっしゃるのはそのとおりであります。

よしんば、一般会計からの繰り入れを当初から見込めないという事情があると仮定してお話しした場合に、歳入が入ってまいりませんので、保険給付費も支払うべき額の6割とか7割しか予算が組めないという予算の組み方をしました場合に、これは毎度補正をさせていただく段階ですべての数字に影響が出てくるという事務処理になります。

そういう意味では、歳出につきましては年度末を見込ませていただいた数字で計上をさせていただいて、それぞれ国や道の負担というものがついてまいりますから、そこは予測できる満度の額を見込ませていただく。最終的に保険税と、それから、一般会計から収入不足分として支援をしていただく分という2つに絞って予算編成をさせていただくという手法をとらせていただいたのが今の方法であります。

そういう意味では、町民にわかりにくいと言われればご指摘のとおりであります。予算編成の努力としてこういう手法をとらせていただいているということについては、ぜひ裏方の話も含めてご理解をいただきたいなというふうに思うわけであります。

一般会計からの繰り入れのお話は、委員おっしゃるように、歳入歳出予算を組む段階で不足する分については、当初から満度に見れるんだよという事情があれば、これはこうした苦労をしなくていいわけではありますが、一般会計含めて非常に厳しい財政事情の中で19年度の予算編成をさせていただくという段階では、従来どおりの手法をとらせていただいたということでもあります。

ご指摘の今後の予算の組み方について、一般会計からの支援も含めてもっと現実に近い予算編成を組めないのかというお話については、私ども課題として引き続き予算編成の一つの課題として受けとめさせていただいて、今後進めていきたいというふうに思いますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 国絡みの問題もあるし、私も一遍に解決をするとは思っておりません。でも、私自身町議会議員になって、この計画という数字の上では非常に納得のできない予算書

なんですよね。ですから、厚岸町だけというわけにもいかないんでしょうけれども、やはりもう少し明快な計画書作成に向けて国への働きなり、町としても、もう一つの財源の課題について取り組んでいただきたいと思います。

私は、ぜひこの問題に腰を据えて取り組んでいくべきと考えますが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご指摘、ご質問の件についてご答弁させていただきます。

委員おっしゃるとおりでございます。ご指摘の件につきましては、足すものもございません。また、町民課長の方からの答弁につきましても、答弁のとおりでございます。仮に町民課長の答弁の中身でありました滞納繰越分の6割を実際の数字に近い1割とした場合、町概算ですが、6,800万円ほどの歳入不足となります。

ただし、支出につきましては、予想的にはある程度確定します。この支出について、不足分を税で見ると、税といいますか、その他の歳入で見ると、いわゆる10%にした場合の不足分の6,800万円を何で見るとかということになりますと、当初で組むとすると、確実なものとしては一般会計からの繰入金が一番早いと。

ただし、委員ご承知のとおり、一般会計の繰入金が5億9,720万円、これは基金現在高をほとんど取り崩す予算編成となってございます。その意味からして、特別会計であります国保会計に6,800万円を追加して繰り出すということの予算編成ができなかった辛い部分がございます。

なおかつ、現在、繰上充用が1億3,300万円ほどございます。これはいわゆる赤字でございます。年度末になって、この額をどこまで縮小できるかを含めまして、それから、この収納率、滞納繰越分の60%と10%の決算乖離、これら総合的に判断いたしまして、19年度の最終予算等々までに所要の措置を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 町長、今それぞれの課長が答弁をしていただいたんですけれども、私は町長さん非常に頑張って町立病院の問題はある程度方向性が見えてきた。ですけれども、もう一方の課題である国民健康保険税の関係については、やっぱり国の方なりにしっかりと私は働きかけをしていただかなければならない。制度改正の問題や、それから財源の問題、今の町としては人口構成や実態からすると、非常に厚岸町として厳しいものがあると。これらに国の行政の力をやっぱり支援をしていただくような方向性というものを町として取り組んで働きかけをしていただきたいと思いますなど、かように思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 国民健康保険関係ですが、これは厚岸町のみならず、各自治体の大きな悩みです。現実には黒字を目指し、運営をしようとしたしましても、結果的には一般会計から持ち出しをしなければならないという実態であります。そういう中で、厚岸町も何とか黒字を目指すべき2年間にわたっての税率アップを町民負担としてお願いをいたしました。しかしながら、現実にご承知のとおりであります。

そういう面において、国等においても、国保対策についてのいろいろな提案はありますが、しかしながら、地方自治体における効果はございません。しからば、これからどうしたらいいのかという中で、各自治体の大きな課題として、広域行政でこの国保会計を見ることができないのかということで、釧路管内においても、検討事項の一つに相なっておるわけであります。

そういう意味で、今後とも国保会計の健全化に向けての方法というものを我々は選択をしていかなければなりませんし、さらにはまた、これ以上町民に対する負担を求めることもいかながなものかと、財政が厳しいからといいましても、そういうことでなかなか難しい国保の経営状況にあります。どうかそういう点ご理解をいただきまして、我々といたしましてはご指摘のとおり、健全財政を目標けて町全般の運営をいたしておりますが、町立病院並びに国保会計についての持ち出し分、大変な状況にあります。

これらについても、幾らか少なくなるように国保の経営を健全化していかなければならないわけではありますが、実態としては、しからばどうするんだといってもなかなか難しい課題であります。どうかこういう点についても、我々といたしましても財政厳しい折での国保経営についてどうあるべきか。先ほどご指摘があったとおり、また、担当課長から答弁がありましたとおり、これからの研究課題として努力していかなければならない、そういうふうに思っていますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●南谷委員 はい。

●委員長（室崎委員） 1目、他にありますか。

14番。

●田宮委員 この国保は、加入者が農業や漁業に携わっている方、それから低所得者ということで、加入者の基盤は脆弱であります。だからこそ、かつて国は国庫を45%出して国保を支えてきた。それが国庫負担が大幅に減らされるというところから、大変国保の財政が困難になってきたのではないだろうかと思うんですね。その辺のことについて、ご認識を承りたいと。

それから、この予算を見ましても、国の負担、国庫支出金が5,000万円近く減っているわけですね。この動向はこれからも続くのではないかというふうに思われますが、その辺の見通しはいかがでありますでしょうか。

それから、道の負担金についても、今後の見通し等をお聞かせいただきたいと思うんであります。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答えを申し上げます。

加入者層のいわゆる所得状況によって、事業運営財政そのものも大きな影響を受けるわけではありますが、委員おっしゃるように、国民健康保険制度の、制度といいますか、加入者自体の構造が大きく変わってきているという意味では、今お話しのように農林水産商工業のいわゆる自営業の方々の加入比率の低下、それにかわって年金所得者を含めた、いわゆる所得のそんなに多くない方々の加入の比率が高まってきているという状況の中で、国保事業全体の運営の脆弱さというものは指摘されるとおりだというふうに私も思っております。

かつては、社会保険や他の、国民健康保険以外の医療保険でも、多くの高齢者の扶養家族というものを抱えていただいております。ところが、ここずっと経過をしている推移を見ますと、医療費のかかる高齢者の方については、なるべく扶養をしないというような作用の事務処理がされてきている。

それから、国民健康保険に入っていられる方々の事情というのもございます。いろいろな制度の中で町民税が非課税であるとかという事情の中で軽減措置が図られる。そうした制度を利用するために、あえて他の医療保険から分離をして国民健康保険に入っていられる方々もいる。そうしたいろいろな作用の中では、国民健康保険の加入者の中で自営業を除くその他の余り所得の高くない方々が入っていられる。あえて高い層で申し上げますと、退職年金、公的年金をいただいて退職者医療制度に入っていられる方々、この方については、平均的な数字で申し上げますと、国民健康保険の中では一般被保険者の平均よりは高い所得層にあるという状況であります。

委員おっしゃられる国の負担をかつての45%から引き下げたじゃないかと、このことが大きな原因ではないのかというお話がありましたが、一概にそうでもありませんで、45%国が負担していた時代は医療費全体の数字の話でありまして、そういう時代確かにございました。その後、平成16年度の国の負担であります。療養給付費については40%でありました。それに調整交付金というものが10%ついておりまして、数字上は国は5割負担をするという、合計で申し上げますと、そういう数字であります。17年度に移行する段階で、国はこの4割の療養給付費の負担を34%まで引き下げるということを決めました。

それで、調整交付金につきましては、10%から9%に1%下げるということでありまして、19年度当初で見えておりますのは、療養給付費で34%、調整交付金で9%、合わせて43%になるわけではありますが、そのほかに新たな制度として三位一体改革の税源移譲を財源とする北海道の調整交付金というようなもの7%分新たに付きましたので、国だけの負担ではなくて、国と道の負担を入れてちょうど50%ということでありまして、残り加入者と町が負担をするという割合については、数字上は16年度と今現在も変わっていないわけであります。

国庫支出金が約5,000万円減っているじゃないかという話ではありますが、これは18年度の診療報酬等の改定によりまして、医療費が一応横ばいから下降ぎみに安定していると

いう状況を反映しまして、そういった予算の組み方をしているわけでありまして、当然総体の数字が下がれば国の負担についても減額になってくるということでございますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

それから、道の負担であります。先ほど申し上げましたように、新たに北海道に調整交付金という枠がつけられました。そういう意味で、17年度から18年、19年、今年で3年目になるわけでありまして、道の枠が新たにできたということでありまして、この負担のあり方につきましては、将来的にどうだというお話でございますが、今の段階では国・道合わせて5割の負担をするという制度の仕組みそのものは変わっていかないというふうに私も認識をしております。将来的に向けて医療保険制度の一本化等の制度改正ということを見越した中では、こういった制度そのものも抜本的な見直しというのが入ってくるんだろうという予測はしておりますが、今の段階では国・道の負担そのものは5割負担という原則で移行していくという認識でおります。

(「14番」の声あり)

●委員長（室崎委員） 14番さん、今の議論が、重点がだんだん国の負担金や道の支出金の方に重点が移ってきているようなので、もしそうであれば、ちょっと1目と外れるものですから、総体で、全体についてもう一度やっていただければと思っております。

●田宮委員 この1項1目でやりますので、どうもすみません。

●委員長（室崎委員） よろしくお願ひします。

●田宮委員 はい、申しわけないです。

それでは、滞納者の取り扱いなんでありまして、保険証を取り上げて資格証明書であるとか、短期保険証、こういうものでやっているところがかなりふえてきているわけですが、厚岸町ではいかがなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答えいたします。

委員おっしゃいますとおり、報道等では資格証、いわゆる全額支払ってからという資格証は厚岸町は今実施してございません。ただし、短期証、6カ月分の短期証については実施してございます。この短期証につきましては、委員ご承知のとおり、通常の保険証と同様、3割分の負担を窓口でお支払いいただける保険証でございます。ただし、1年間の有効期限ではなく、6カ月ごとの更新という意味で、資格証とは意味がちょっと違いますので、ご理解願ひたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 この資格証明書の発行であります、七、八年前から義務づけてきているんですね、国は、法の上で。厚岸町としては滞納者に対して保険証の取り上げということはやられていないということで、この取り上げによって命を失うという、何か全国的には20件を超えるぐらい件数があるんだそうではありますが、この前国会でも論議されておりましたけれども、この点については、今後とも、やはり保険者の命にかかわることでありますから、十分配慮してやっていっていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

資格証につきましては、現在、町民課等と調整を図りながら、また、法に定める趣旨等を十分検討しております。現在のところ資格証につきましては、厚岸町がそれに踏み切るということは、19年度については、現在のところは考えてございません。当面、短期証によりまして、その推移を見守りながら、それから滞っている方等々の状況を見ながら判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 この保険証の短期証、短期証というんだね、これは、数はどのぐらいですか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

18年度の4月1日から9月30日まででございますが、まず、予告通知を58件通知させてございました。これにつきまして、何らかの相談等がありまして、最終的に36被保険者の方に短期証を交付してございます。

それから、10月1日から4月30日まで、これにつきましては、受領者32名のいわゆる短期証の交付と、それぞれ4月1日から9月30までに36件でございますが、その通知をして、47件通知して36件の受領者ですが、未受領者がこのうち6件ございまして、47のうち未受領者が6件で36件ということでございます。

それから、10月1日につきましては、通知を39件出しまして、未受領者が7件の方がおりまして、32世帯の方が要するに短期証を受領しているという内容でございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 普通に保険料を払ってれば、保険税を払ってれば、窓口で3割ですか、今。3割を払えばいいわけですけども、結局滞納があつて資格証明書、あるいは短期の保険証ということになりますと、一たん窓口で10割払って、後からこれが3割戻ってくるというふうな仕組みで、もともと払えない人が払わされるということになるんです。

大変矛盾なことだというふうに思うんですよ。

この保険料、保険税を払うことと、それから健康にかかわって、命にかかわって保険証を使うということとは本来違うわけなんですね。そこを一緒にしてしまっただけで、とにかく命にかかわるような病気であっても、保険証がないために病院に行けないと、そして亡くなるというのが、先ほど言ったように、全国的には20件以上というふうに聞いております。その辺はやはりいろいろな事情があると思うんですね。お金があるにもかかわらず払わないと、こういう人は悪質な滞納者だというふうに解釈しますが、しかし、払うにも払えないという方もおられると思うんです。

ですから、その辺は十分に見きわめて運用をしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでありますか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

まず、資格証、それから短期証につきましてですが、いわゆるこれは権利と義務のお話になるかと思えます。受診、いわゆる医療機関にかかる権利、それから納めなければならぬ義務、これらは十分加入者の方承知済みのことと私ども押さえております。

それから、短期証と資格証の件でございますが、先ほど答弁させていただきましたが、資格証につきましては、当面、19年度については導入するということは考えてはございません。あくまでも今後の推移を見ながら、今、実際に行っている短期証の推移を見ながら考えてまいりたいという考え方は変わってございません。短期証につきましては、委員ご承知のとおり、通常のとおり3割負担分を窓口でお支払いしていただければ受診できるものということでございますので、資格証とは基本的に考え方が違うということをご理解賜りたいと思えます。

●田宮委員 はい。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

1目、他にございますか。

12番。

●谷口委員 資料をいただいたんですが、これを見たら厚岸町の経済というか、産業の推移みたいのが非常に明らかになっているなというふうに思うんですよ。それで、給与所得者で見ると、平成9年が40%くらい、40%まで行っていませんけれども、そのくらいの件数であったのが、平成18年度には34%弱というような割合になっていると。そして、自営業者が10.3%だったのが18年度8.1、酪農は5%が4%、漁業が19%が15.4%と。

その一方で年金の方を見ると23%の件数が34%、35%近くに件数だけを見ていると。金額でいきますと、またちょっと変わってくるんですけども、構成がこのように非常に大きく変わってしまっていると。それで、負担の方で見ると、自営業者、あるいは酪農、漁業、それほど大きくはないんですけども、年金が大きくふえている。

それから、給与所得も若干ふえているというような状況になるのかなど。給与所得については、件数が減っているけれども金額ではふえているというような状況なんです、これでいいのかなどなのか。

それと、給与所得なんです、平成17年度を見ると、一気にこの件数が減っているんですが、17、18にかけて減っている要因は、これは何なんですか。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後 1 時44分休憩

午後 1 時46分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答えを申し上げます。

実は、この資料を求められたに当たりまして、作成する段階におきまして電算処理の受託業者にこの分析をお願いしてございます。このバックデータにつきましては、リストとしてはいただいております。こちらからこういう状態でこういうものがいただきたいということで、急遽お願いしてこの数字は出てきました。したがって、確実なことでは私がここで申し上げると誤解を招きますが、言えることは税率改正、給与所得者については税率改正による影響があるものというふうに推測できます。その内容はそのようになっているんだといった場合に、今、このバックデータがございませんので、説明しかねますことをご許しいただきたいと思っております。まずはちょっとこれで1回目の答弁を終わらせていただきます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 私聞いたのは、平成16年までをこうやって見ますと、件数が平成9年が1,022、1,108、1,079、1,068とこう来ているわけでしょう。そして、16年度には1,052件なんですよね。それが17年度になると一気に1,006件に減っているんですよ。19年度の何件あるかわからないけれども、この要因は何なのかなということなんですよね。

その一方で税は、件数が減っているのに、上がっていますから、これは税制改正の問題かなというふうに思うんですけども、この要因は何なのか。例えば、言ってみれば、給与所得といっても季節だとかいろいろな人を含めれば、ある意味、一時期一定の年齢の人は、もう季節労働者でも雇わないというような状況も生まれていましたから、そういうのが影響してこういう件数の減り方をしているのか、どうなのかということをお伺いいたします。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） この資料を作成して、この資料のみでしかお答えできないことをまず前段お許し願いたいと思います。

16年度で1,052件の給与所得者が平成17年度で1,006件と、差額46件の減となっております。これにつきましては、年金受給者が平成16年度で926件が971件となっております。この差額45件で、大体これらの行き違いといいますか、動きがあるのではないかと、このように、あくまでもこの資料の表面での分析でございますが、このような答弁で大変申しわけありませんが、ご理解願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 国民健康保険、この中の入れかえだけではないんですよね。そうでしょう、共済だとか、社会保険だとかあるから。当然この年金の方は、そっちからの人の方があ意味数が、ふえるのは想定されるんでないのかなというふうに私は思うんですよね。

ですから、今言われたのは、たまたま合ったからそれでいいという、だけれども、厚生年金だとか共済年金の人たちがこれにプラスされるから、そうしたらもっとこっちはふえないとならないのではないのかなというふうに思うんですけれども。それはいいんですけれども、実際に給与所得者が減ってきているというのは事実ではないのかなというふうに思うんですよね。

それと、やはりその屋台骨を支えているのは、その地域の自営業者であり、酪農や漁業を営む方々でなければならない、そういうふうに考えますけれども、それらを合わせても42%ぐらいですよ、の状況になっていて、これは平成9年だったらもっとも高かったのが、その一方で年金受給世帯が35%近くまでなっているという状況を見ると、だんだんこの加入者の状況が非常にいびつになってきていることになるのではないのかなというふうに私は思うんですよ。

それと、やはりこの今の状況の中を考えると、先ほど田宮委員も質問しておりましたけれども、払いたくても払えない、いつ自分がどこに自分の立場が行くのかということが非常に不安な面がやっぱり出てきているのではないのかなというふうに思うんですよ。一気に40件、50件近くの件数、給与所得者が減ってしまうだとか、それから漁業なんかにおいても、確実に減少している。大きくではないけれども、毎年着実に減少しているということを考えると、非常に今の厚岸の経済状況が示している、未納、滞納等につながってきているのではないのかなというふうに思うんですよ。

そのあたりをきちんとつかまえていかなければ、年金受給者がふえたことと、その後の厚岸町の産業の状況をきちんと把握していただかなければ、結果的に未納、滞納の原因をやっぱりもう少し詳しく分析をして、そのためには、どういう対応が必要なのかということを考えていかなければならないのではないのかなというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

委員ご指摘のとおり、給与所得者の減につきましてはおっしゃるとおりかなど、資料でいうとそのように推測できるかと思えます。

それから、屋台骨であります給与所得者の減、これらにつきましても、いわゆるサラリーマンと言われるべき給与所得者の減につきましては、今後、加入者の減につきましては危惧される部分がございます。

それから漁業者、それから酪農につきましては、世帯割で見ますと、単純に考えますと、限度額いっぱいに近い数字でございます。これらの業種の方々の減につきましても、今後やはり第一次産業が占める当町におきましては、減ることによってこの国保税の根幹を占める歳入に大きく影響してくるものと考えているところでございます。

いずれにつきましても、これらを経年的に分析するとともに、本年度当初課税につきまして、厳密な分析等をしまして、委員ご指摘のとおり、今後の収納対策、それから、いわゆる公平性履行のためのそういう滞る方、納められる方、それらの分析について、参考とすべく資料等を十分に分析すべき事務を取り進めてまいりたいと考えますので、ご理解賜りたいと思えます。

●谷口委員 はい、いいです。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

1目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

2目退職被保険者等国民健康保険税、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2款分担金及び負担金、2項負担金、1目保健事業費負担金。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付費等負担金、3目高額医療費共同事業負担金。2項国庫補助金、1目財政調整交付金。

4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金。

5款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金。2項道補助金、2目財政調整交付金。

7款1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、2目保険財政共同安定化事業交付金。

8款繰入金、1項1目一般会計繰入金。

10款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金、2目退職被保険者等延滞金、3目一般保険者加算金、4目退職被保険者等加算金、5目一般被保険者過料、6目退職被保険者等過料。

2 項雑入、1 目一般被保険者第三者納付金、2 目退職被保険者等第三者納付金、3 目一般被保険者返納金、4 目退職被保険者等返納金。

歳入を終わります。

歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

2 項徴税费、1 目賦課徴収費。

3 項運営協議会費、1 目運営協議会費。

4 項1 目趣旨普及費。

5 項1 目特別対策事業費、ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、2 目退職被保険者等療養給付費、3 目一般被保険者療養費、4 目退職被保険者等療養費、5 目審査支払手数料。

2 項高額医療費、1 目一般被保険者高額療養費、2 目退職被保険者等高額療養費。

3 項移送費、1 目一般被保険者移送費、2 目退職被保険者等移送費。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費、ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 款1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金、2 目老人保健事務拠出金、360ページ。

4 款1 項1 目介護納付金、ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5 款1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金、2 目保険財政共同安定化事業拠出金、3 目その他共同事業拠出金、364ページです。

6 款1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目一般被保険者保険税還付金、2 目退職被保険者等保険税還付金、3 目償還金、ありませんか。368ページです。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 9 款1 項1 目予備費、ありませんか。

3番。

- 南谷委員 予備費でお伺いをします。

毎回100万円計上されておるんですよね。その実態はかなり数字が大きく動いておると思うんですけども、まず、実態についてお伺いをさせていただきます。

- 委員長（室崎委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

実態の変動ということでございますが、予備費につきましては、毎年度100万円当初予算では計上させていただいております。さかのぼって何年度から100万円かはちょっと今即答できませんが、少なくとも平成16年度以降、私の記憶では100万円の計上をさせていただいていると記憶しております。

- 委員長（室崎委員） 3番。

- 南谷委員 毎年予備費ということで100万円計上されているんですけども、経理上、こういう計数の計上の仕方しているのかなど。実態は、中身は、かなり予備費というのは動きがあるだろうと、こういう理解をしておるんですけども、その実態についてお伺いをさせていただきます。

- 委員長（室崎委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） 予算を予備費として持っております。これは仮に保険給付費、例えば何かの歳出、予備費以外の款項目、款で不足が生じた場合に、第2条に定める流用の経費でも賄えない場合、100万円の範囲内で予備費を充用し歳出とするものでございまして、16年度以降、予備費を充当した決算はないというふうに記憶してございます。

したがいまして、あくまでも当初予算で計上しておりますが、決算においては100万円相当額、不用額で決算してございます。

- 委員長（室崎委員） 3番。

- 南谷委員 僕、経理的に弱いんで、なぜそういう経理の仕方をするのか、ちょっと説明をしていただきたいんですが。

- 委員長（室崎委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ご答弁をさせていただきます。

予算編成上、一般会計から各特別会計におきまして予備費、いわゆる不測の事態、予

測できない事態に備えまして、予算規模の一定額を計上するという事になってございまして、各特別会計それぞれ予算規模に相応した予備費を計上させていただいているところでございます。

ただし、この予備費を執行する、しないにつきましては、それぞれ決算時期において予算の不足が生じた場合について、この予備費を充当し執行するという事になってございますので、決算時期におきまして、そういう事態が起きない限り予算総額すべてが執行されず、いわゆる不用額として残るということでご理解賜りたいと思います。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●南谷委員 いいよ。

●委員長（室崎委員） 1目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

次に、370ページから373ページまでは給与費明細書です。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で歳出を終わります。

次に、8ページにお戻りください。

第2条歳入歳出予算の流用についてであります。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（室崎委員） 次に、議案第3号 平成19年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

11ページの第1条をお開きください。

歳入歳出予算についてから審査を進めてまいります。

375ページの歳入をお開きください。

375ページ歳入から審査を進めてまいります。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目水道費分担金。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料。

12番。

- 谷口委員 今度、この簡易水道区域が大幅に広がりましたよね。それで、太田、それから片無去、上尾幌、尾幌というふうになりますけれども、尾幌は以前から水道が、農水も簡水も同じ管で水道が行っていましたよね。今度、この太田、片無去、上尾幌、これらについては、以前と同じように、それぞれの浄水場から供給するということですか。

- 委員長（室崎委員） 水道課長。

- 水道課長（高根課長） ただいまの質問についてお答えいたしたいと思います。

尾幌地区につきましては、質問者がおっしゃったとおり、今の上水道から分水しております。それは変わっておりません。ただ、上尾幌、太田、片無去につきましては、各浄水場から水をつくって給水する、そういった形でございます。

- 委員長（室崎委員） 12番。

- 谷口委員 そうすると、これらの水道なんですが、例えば、片無去と上尾幌の簡水、これはこうしなければ依然として水量を確保できないだとか、そういう問題からこういうふうになっていくんでしょうか。それとも、例えば、今シイタケ団地へなんかはどっから水が行っているのか私わからないんですけども、そういう今後の管路の統合だとか、そういうものも考えているのかどうかお伺いいたします。

- 委員長（室崎委員） 水道課長。

- 水道課長（高根課長） 水量の関係でございますけれども、上尾幌、太田、片無去につきましては、あくまでも水はそれぞれの浄水場で現在のいわゆる給水量といいますか、計画給水量といいますか、それは満足しております。

ただ、今回一般議案でも、上尾幌に包括した関係は、認可取得のために上尾幌と太田と片無去、いわゆる簡易水道事業認可を取るべく統合すれということで、補助制度の改正に伴って上尾幌地区になったという経緯でございます。

したがいまして、水量につきましては、現在のそれぞれの浄水場からということで給水する予定でございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 片無去簡水は、上尾幌豊栄というか、農家の方まで来ているんですよね。違いますか。

●委員長（室崎委員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） お答えいたします。

片無去簡易水道につきましては、質問者がおっしゃるとおり、豊栄まで行っております。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 そうすると、私が言いたいのは、2つの浄水場を持っていないとかならないような水量なのかどうかということなんです。例えば、片無去まで行っているのであれば、上尾幌の浄水場をとめた場合には水を確保するような状況にないのかということを知りたいんです。

●委員長（室崎委員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） お答えいたしたいと思います。

それぞれの場合は、どうしても圧力とか、そういう水圧の関係がございまして足りなくなる可能性はあります。

以上でございます。

●谷口委員 いいわ。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

1目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

2項手数料、1目水道手数料。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金、ございませんか。

9番。

●松岡委員 今年からふえたんですけれども、一般会計において、地方交付税は大体この簡易水道に対してどの程度交付されるんですか。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後 2 時14分休憩

午後 2 時19分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。
税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 貴重な時間を費やしまして大変申しわけございません。質問に対して答弁したいと思います。

簡易水道事業会計について、交付税の基準財政需要額にどの程度の算入がされているかということでございます。ただいま平成18年度地方交付税の算定台帳に基づいて計算をし直しましたところ、234万1,000円が基準財政需要額として算入されているところでございます。

●松岡委員 234万1,000円ですか。

●税財政課長（佐藤課長） 234万1,000円という計算になるところでございます。

●委員長（室崎委員） 9 番。

●松岡委員 この一般会計繰入金、総額2,341万1,000円の10分の1ということですか、大体割ってみたら。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 結果として1割程度ということになります。

●委員長（室崎委員） 9 番。

●松岡委員 そうするとあれですね、大体1割程度のその交付金は毎年この会計に対して地方交付税として一般会計繰入金を見てもいいわけですね。これからも見ていくわけですね。それは確保されているのですか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

地方交付税、普通交付税の基準財政需要額に算入されている金額を含めまして、簡易

水道特別会計事業につきましては、例年、一般会計繰入金をもって収支均衡を保っているところでございます。そのうちの約1割が結果として普通交付税の基準財政需要額に算入されているということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（室崎委員） 9番。

●松岡委員 そうすると、この会計の何%くらいですか。私の計算した中では37.21%しか、その程度が見られているわけですが。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後2時22分休憩

午後2時24分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。
税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

一般会計総額に対して簡易水道会計の繰入金、いわゆる繰出金2,341万1,000円につきましては、比率として0.3%、いわゆる一般会計総額が77億9,209万円でございますので、簡易水道会計に対して繰出金が2,341万1,000円でございます。その割合は0.3%ということになります。

まずは答弁とさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 9番。

●松岡委員 そうでなく、簡易水道会計の総額に対して2,341万1,000円というのは何%に当たるんだということですか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 質問に大変不適切に答えまして申しわけございません。簡易水道会計総額に対する繰入金の割合は32.09%になると思います。

●委員長（室崎委員） 9番。

●松岡委員 そうすると32.09%、そのときの歳入にもよるけれども、大体、今後もずっとこの程度の歳入は予算に組んでもいいということなんですか。予算に組んでもいいと、予算はその程度組んでも許されると、そういうふうに見てもいいわけですね。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

今後、簡易水道区域等の変更等がない限り、通常この程度の会計規模は維持されると考えられます。そうしますと、例年この規模の繰入金が必要になるかと思われるところでございますので、この規模の繰入金は例年必要になろうかと、このように考えますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●松岡委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 1目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

377ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

2款水道費、1項1目水道事業費、383ページです。

4款1項公債費、1目元金、2目利子。

5款1項1目予備費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 387ページから389ページまでは給与費明細書であります。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 390ページは地方債に関する調書、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 総体的にありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（室崎委員） 13ページをお開きください。

議案第4号 平成19年度厚岸町老人保健特別会計予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算について、392ページをお開きください。

歳入から審査を進めます。

1款1項支払基金交付金、1目医療費交付金、2目審査支払手数料交付金。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目事務費負担金、2目医療費負担金。

3款道支出金、1項道負担金、2目医療費負担金。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。

5款諸収入、1項雑入、1目第三者納付金、2目返納金。

以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

394ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

2款医療諸費、1項医療諸費、1目医療給付費、2目医療費支給費、3目審査支払手数料、ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金、ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4款1項1目予備費、ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で歳出を終わります。
総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（室崎委員） 15ページにお戻りください。

議案第5号 平成19年度厚岸町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算について、403ページをお開き願います。

歳入から審査を進めてまいります。

1 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目下水道費負担金。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料。3 項手数料、1 目下水道手数料。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道費国庫補助金。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金。

6 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目延滞金。2 項雑入、1 目雑入。

7 款1 項町債、1 目下水道債、ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

1 款下水道費、1 項下水道管理費、1 目一般管理費、2 目管渠管理費、3 目処理場管理費、4 目普及促進費。

8 番。

- 音喜多委員 下水の水洗化の普及でもって、一昨年は450万円の改造工事補助金ということで見えています。18年度末では570万円の予算を見まして、今回、19年度においては723万円という予定を見ておりますが、ご存じのとおりというか、ご案内のとおり、18年度は16億円のお金をつぎ込んで普及を図るわけでございまして、この19年度に改造工事が各地でかなり行われるだろうというふうに思います。

それで、今回見られた分についての723万円というのは、そのことを見越しているんだろうと思いますが、当面18年度末まで、まだ3月末までは至っていませんが、下水道については、ほぼ18年度の工事というか、やる方は終わっているだろうと思います。主にこの真龍地区の住宅地というか、そういったところを今回改造してきていますので、18年度の見込みの中でどのくらいの普及がいかれたのかということと、それから、19年度において、この723万円というのは、それをどの程度さらに普及を見込んでこの予算計上をされているのか。まず、そこから伺っていきたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） お答えいたしたいと思います。

まず、18年度につきましては、約107件が改造をしております。

それで、19年度の関係でございますけれども、19年度につきましては、70件ほどを見込みまして、70件というのは新しく19年4月1日に供用開始になる、告示になるんですけれども、そののところを70件と見込んでおります。

また、過去の、3年以内に水洗化を図れという、そういう義務の関係がございますから、過去の18年、17年につきましては各10件ですね。それで、トータルしまして90件ということで見込んで、723万円として計上しております。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 19年4月1日から供用開始というか、この18年度にやった工事、本管というか、汚水升含めて工事やられたところは4月1日からいくわけですけれども、その分については70件しか見ていないということですね。さらに、17年、18年、それぞれ10件ずつ見て、総体で90件という見方だということでもいいんですね。

ただ、今回18年度でかなり広がったというか、大きく行きましたよね、住の江町を含め、宮園、白浜の方までエリア拡大していったと。そのことからすれば、何か70件というのは少ないような気がするんですが。普及が進まないのかなというのと、反面、それだけ住宅地がないのかなというか、給水区域は広がったものの住宅地はそれだけ張りついていなかったのかなというように気がするんですが、この18年度の比較を見ますと、その程度なのかなというふうに思うんですが、まず、その辺のところはいかがですか、見解というか、見方として。

●委員長（室崎委員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） お答えいたしたいと思います。

平成18年度ですね、その16億円やること、その事業をいわゆる投資しまして、その管渠をすることによりまして、約面積にしまして82ヘクタールぐらいがございます。その間、確かに70件という分で少ないと思われるんですけれども、実は、18年度に工事ができた暁に、その供用開始前に、いわゆる区域外流入という手続、例えば、便器が壊れているとか、あと便槽が壊れているとか、そういった分が実は50件ほどございました。先ほど私申し上げました107件のうち、約50件ぐらいがその区域外流入がございました。ですから、トータルとしましては120件ぐらいになるのかなということは思っております。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 わかりました。今言われた区域外で50件ほどふえているということで、今の時点では、この冬期間ですから水洗化工事やっている人はいないだろうとは想像できるんですが、18年度末をもって、推定で構いませんが、おおよそ普及率はどのくらいまで進みますか。

●委員長（室崎委員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） お答えいたしたいと思います。

普及率の関係でございますけれども、普及率につきましては、一応62.3%ほどと見込んでおります。

●音喜多委員 いいわ終わります。

●委員長（室崎委員） いいですか。

4目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

2項下水道事業費、1目公共下水道事業費。

415ページです。3款1項公債費、1目元金、2目利子、ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4款1項1目予備費、ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 419ページから421ページまでは給与費明細書です。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 15ページにお戻り願います。

第2条債務負担行為について、17ページの第2表債務負担行為、422ページの債務負担行為に関する調書、ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 15ページにお戻り願います。

次に、第3条地方債について、18ページの第3表地方債、423ページの地方債に関する調書です。ありませんか。

(なし)

●委員長（室崎委員） 総体的にありませんか。

(なし)

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（室崎委員） 次に、19ページをお開き願います。

議案第6号 平成19年度厚岸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

第1条歳入歳出予算について、426ページをお開きください。

歳入から審査を進めてまいります。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料、2款分担金及び負担金、1項分担金、1目地域支援事業負担金。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金。2項国庫補助金、1目財政調整交付金、7目地域支援事業交付金。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、2目地域支援事業交付金。

5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金。2項道補助金、2目介護給付費補助金、3目地域支援事業交付金。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。

9款諸収入、1項延滞金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、2目過料。

2項雑入、1目第1号被保険者第三者納付金、2目第1号被保険者返納金、3目雑入。

以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ありませんか。

(なし)

●委員長（室崎委員） 2項徴収費、1目賦課徴収費。

14番。

- 田宮委員 要介護認定者の障害者控除についてお伺いをしたいんですが、これいいですよ、ここで。間違ったら間違っただけでいいです。

介護保険の認定者、一定の基準に該当しますと、身体障害者または知的障害者に準じると認められたときには、所得税の障害者控除と特別障害者控除を受けることができます。これについては、厚岸町はどうされているんですか。

- 委員長（室崎委員） 福祉課長。

- 福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

まず、この件につきましては、障害者の関係でございますので、福祉課で担当させていただいております。平成17年2月から具体的に受け付けをいただいております。本年の2月22日現在、これまでに29名の方に交付をさせていただいている状況となっております。

- 委員長（室崎委員） 14番。

- 田宮委員 対象者は十分把握されて、100%やっておられるんですか。

- 委員長（室崎委員） 保健介護課長。

- 保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

対象者へのご案内でございますけれども、介護認定を受けられました段階で、資格者証を送付されるわけでございますが、その際に案内文書を同封してお知らせするというのをさせていただいておりますし、さらに、介護支援専門員、ケアマネージャーさんを通じまして、この確定申告が始まる前の段階の打ち合わせ会議の中で、それぞれがお持ちの方のケースごとに所得状況等々勘案をしまして、それぞれからご相談あったときには、そういう制度がありますということをぜひお伝えくださいというようなことで、2つの方向からの周知を図っているところでございます。

- 委員長（室崎委員） 14番。

- 田宮委員 これは申請ですね。それで、対象者は100%申請を出して控除を受けるというふうになっていると理解していいわけですか。

- 委員長（室崎委員） 保健介護課長。

- 保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

この関係につきましては、それぞれ介護認定を受けられた方、あるいは介護をされて

おられる家族の方、認識されているものというふうに考えております。

ただ、全員からの申請を受け付けるということではなく、控除を必要とされる方が窓口申請にいらっしゃる、こういうような流れになっておりまして、例えば、国民年金所得でございますと、80万円前後というような所得でございますれば、年金控除120万円以下というようなことでございますから、この証明がなくても、その年金控除のみで所得が消えてしまう、そういうような状況もございますので、それぞれの介護を受けられておられます方々の具体的な所得の状況によりまして、ケアマネージャーが具体的な支援なりアドバイスを行うというようなことで進めさせていただいております。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 そういう仕組みだから、まず100%申請されているというふうに理解していいわけですね。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 申告漏れの方々の状況等々どうなのかということにつきましては、1件ごとの追跡というのは私どもでは行っておりませんが、ケアマネージャーさんが小まめに目配りしていただいておりますので、その中ではほぼ100%に近い状況で対応されておられるのかなというふうに判断をいたしております。

●田宮委員 はい、いいです。

●委員長（室崎委員） 1目賦課徴収費、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、2目認定調査等費。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、2目施設介護サービス給付費、3目居宅介護福祉用具購入費。

14番。

●田宮委員 この福祉用具の購入なんですけど、ほかではかなり制限をしてくているというようなことも聞きますが、厚岸町ではいかがですか。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

介護福祉用具購入費の関係でございますが、この件につきましては、以前に委員さん、

一般質問等でお尋ねをいただきましてお答えを申し上げているところでございますが、介護度1というような状況になりました段階で、今年の9月以降につきましては、これまで使われておられた福祉用具が給付という形では使えないというような中で、レンタル、あるいは買い取りというような利用をされた方が何人か出てきております。私ども、この関係につきましては、ケアマネージャーさんからいろいろな情報を得ながら、あるいは医師の判断等々重要なポイントになってまいりますので、そういうところの情報等々でサービス担当者会議の中で、きちんとした議論をする中で適切な給付というものについて判断をいただく、そういうようなことで進めてきておりますし、また、この新年度から、4月以降、そういうことが国の方でも若干基準を緩めるという方向が出てまいりまして、なお一層、その医師の判断、これを重視しなさいというような流れが出てきております。

そういうようなことで、私どもといたしましても、今後、先ほど申しましたサービス担当者会議の中で適切な判断がなされるように目配りをさせていただきたいというふうに考えております。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●田宮委員 はい。

●委員長（室崎委員） 他に3目ございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

4目居宅介護住宅改修費、5目居宅介護サービス計画費、6目審査支払手数料、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2項高額介護サービス費、1目高額介護サービス費。

3項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3款1項1目財政安定化基金拠出費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 440ページ、4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費、2目介護予防一般高齢者施策事業費、ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2項包括支援事業・任意事業費、1目包括支援事業等事業費、2目任意事業費、ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 446ページです。5款1項1目介護給付費準備基金費、ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 448ページ、7款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目第1号被保険者介護保険料還付金、2目償還金。
8款1項1目予備費、ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 452ページから455ページまでは給与費明細書です。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 456ページは地方債に関する調書です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（室崎委員） 休憩します。
再開は3時45分。

午後2時59分休憩

午後3時45分再開

- 委員長（室崎委員） 再開します。

- 委員長（室崎委員） 22ページをお開きください。

議案第7号 平成19年度厚岸町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算について、458ページをお開き願います。

歳入から審査を進めてまいります。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目居宅介護サービス費収入、2 目施設介護サービス費収入。

2 項予防給付費収入、1 目居宅支援サービス費収入。

3 項自己負担金収入、1 目自己負担金収入。

5 項自立支援給付費収入、1 目障害者短期入所介護給付費収入。

7 款寄附金、1 項寄附金、1 目サービス事業費寄附金。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金。

9 款諸収入、1 項1 目雑入、ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 歳入を終わります。

歳出に入ります。

1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、2 目通所介護サービス事業費。466ページになります。3 目訪問入浴介護サービス事業費、ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 目短期入所生活介護サービス事業費。

3 番。

- 南谷委員 短期入所生活介護サービス事業についてお伺いをさせていただきます。

予算の数字についてはないんですよ。このことについては理解をさせていただきました。サービス事業について若干お尋ねを1点だけさせていただきたいと存じます。

町内で多くの方がショートでもいいから何とかサービスを受けたいということで希望者がたくさん、まだまだ町の中ではおるんですが、施設の関係は前回質問をさせていただいたんですけれども、サービスの内容でございます。実際、この給与費、人件費だけ

計上されておるんですけれども、今のスタッフの中で含めて、どうしても短期で入られる方は家族が介護をされていると、こういう施設に入り、所定の勤務時間の中でサービスを受けられることになると、食事の時間、消灯の時間とか、それぞれパターン化してきていると思うんですよね。

この辺につきまして、非常にショートで入られた方の中に、思いやりというんですか、なかなかそこまで施設で対応するというのは難しさはあると思うんですけれども、人員の関係、職員の皆さん、一生懸命対応されているんだけれども、今の体制ではなかなか厳しいのではないのかと、こういうご意見がございました。

実際、端的に言わせていただければ、ふだん自宅で介護しているんだけれども、なかなか自宅のここ、そこまでは私もいかなものかなという気はするんですけれども、そういう施設ですと、パターン化されている中でのこの誤差というものを非常に感じるんだと。思いやりという部分もうちょっとあってもいいんでないのか、そういう事業展開をしていただければ、一步踏み込んだ介護サービスというものを求める声が多くございます。この辺、施設の方としてどのようにとらえておられるのかお尋ねをさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 特老ホーム施設長。

●特別養護老人ホーム施設長（桂川施設長） 短期入所に伴います介護サービスの関係なんですが、基本的に介護保険法というサービスというのは、食事、入浴、排せつというふうになっております。それで、ショートを利用されている方、10名ほどいらっしゃるんですが、やっぱり年々短期というよりも少し延びてきているという実情があります。それと、最近やはりそういうふうに家族が希望される方も多くなっているということを各事業所のケアマネの方からは聞いております。

そういう状況の中で、入所された利用者の方に、入ってからのサービスなんですが、いろいろとやってはいるんですが、体制的に介護員が忙しく動いているために、なかなか言いたいことも言えないだとか、そういう状況ではある程度利用者からは聞いてはいるんですが、できるだけ介護員の方々には声をかけたり、そして、必要であればリハビリをしたり、そのようなことをひとつ考えながらやってほしいということでは指導しております。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 誤解なさないでくださいよ。今いる皆さんが手抜きをしているとか、僕はそういうことを言っているのではないですよ。やはり限られた人員の中できちっとやられているし、サービスもしていると思うんだけれども、サービスを受ける側として求めるものも大きい部分もあるのかなという、僕は承っておるんですけれども、やはりこのサービス事業を取り組んでいかなければならない厚岸町にあって、やはりひとつ、もう一步踏み込んだ事業展開というものをするには、今の人員スタッフではなかなか厳しいものがあるんだろうと、このようにとらえておりますが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 特老ホーム施設長。

●特別養護老人ホーム施設長（桂川施設長） スタッフの人数につきましては、基本的にショートと施設入所の50名と10名を合わせた60名利用されているんですが、その方々3人に対して1人というのがうたわれております。現在、特老におきましては、そういう意味からいくと20名なんですが、看護師を含めて22名の体制でおります。

それで、人数が足りないから、なかなかきちっとしたサービスができないのではないかというご質問でありますけれども、我々といたしましては、限られた人数の中で、そして、みずから利用者が望むことを基本的に考えながらサービス提供を行うというふうに考えておきまして、事業展開につきましても、それぞれのニーズにこたえながら、家族からもいろいろなことを聞きながら、いろいろなサービスを一応心がけているつもりではおります。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●南谷委員 はい。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 ショートステイの関係なんですが、ショートステイの利用、あるいは今おっしゃっていたミドルステイの関係なんですが、この関係で利用状況というのは今どんな状況なんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 特老ホーム施設長。

●特別養護老人ホーム施設長（桂川施設長） 特老につきましては50床満床に入っております。ショートステイの場合は10名なんですが、稼働率は大体9名、昨年までは。今年になりまして、やはり結構利用者がふえまして11名なり12名という、もちろん施設利用者でもって入院されている方がいてベッドがあいている分については、その部分で埋め合わせしながら調整を図っているということではあるんですが、大体9割以上の利用をいただいております。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 満床だと、特老の方は。それでショートステイは定員が10名ですよ。それで、結果的にショート、あるいはミドルの人はいますよね。そうすると、9割以上と今言いましたか、稼働率があると。ただ、それも時期によっては込み合うときもありますよね。それで、結果的に込み合ったときの対応というのはどういうふうにしているんですか。

●委員長（室崎委員） 特老ホーム施設長。

●特別養護老人ホーム施設長（桂川施設長） 基本的に10名以上というか、施設入所の方が入院ほかでベッドがあいていなければ10名以上は基本的には入れられませんので、あいているときにはそういう利用をしてはいるんですが、時期的にそういう込み合うときももちろんあるんですけれども、そういうときにはその事業所のケアマネージャーとかにお話ししまして、一応ほかの方々に期間を短くしたり、あいている日にちにずらしたりというようなことで、できるだけ使っていただくような形では考えております。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 ショートステイが大変込んでいるという話を聞いているんですよね。それで、利用したくても利用したいときに利用ができないというような話を聞いているんですけれども、結果的にそうすると、例えば、隣の町の特老とかありますよね、そういうところに移っていったなんていう例もあるんですか、ショートステイを利用するために。移るというか、そちらを利用するというか。

●委員長（室崎委員） 特老ホーム施設長。

●特別養護老人ホーム施設長（桂川施設長） 基本的に利用者の金銭的負担というか、そういうものを見ながら、例えば、浜中町さんのノイチゴさんと、うちの心和園を併用して使うということをされている家族はあるようでございます。

●谷口委員 はい、いいです。

●委員長（室崎委員） 4目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

7目包括的支援事業費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 8目障害者介護給付事業費。

2項施設サービス事業費、1目施設介護サービス事業費、478ページです。
12番。

●谷口委員 2項1目ですよね。

- 委員長（室崎委員）　そうです。
- 谷口委員　現在、心和園を希望して待機されている方というのは何人ぐらいいるんですか。
- 委員長（室崎委員）　特老ホーム施設長。
- 特別養護老人ホーム施設長（桂川施設長）　特老の待機者につきましては、12月のときにもお話ししたんですが、町内の方で68名待機者がいらっしゃいました。そして、今回、また入所判定の関係で再度いろいろと取り直しましたが、最終的には69名。介護別にはよろしいですか。
- 谷口委員　ちょっと教えて。
- 特老ホーム施設長（桂川施設長）　介護度1から3の方が26名、そして、重度と言われる4、5の方が43名というふうになっております。
- 委員長（室崎委員）　12番。
- 谷口委員　そうすると、最低でも43名の方はある意味急がれる人たちですよ。それで、このほかに他町の施設でもいいと言う方もさらにいるんですか。
- 委員長（室崎委員）　特老ホーム施設長。
- 特別養護老人ホーム施設長（桂川施設長）　他町の施設と申しますか、他町の施設に逆に入っていらっしゃって、それでやっぱりここから遠いですから、できれば地元に戻りたいと言う方はいらっしゃいます。ただ、こちらからそちらの方という方はうちの方ではいらっしゃいません。
- 委員長（室崎委員）　12番。
- 谷口委員　そうすると、今50床の特老で必要とするのは最低でも50床まだ足りないような、50床でも足りないわけですがけれども、そういう状況にあるのかなというふうに思うんですけれども、今後、この特老の施設増設等、あるいは改築、こういうものは町としてはどういうふうに考えていますか。
- 委員長（室崎委員）　保健介護課長。
- 保健介護課長（豊原課長）　お答え申し上げます。

昨年12月の議会の中でも議論になったところでございますけれども、現在50床、それを80床程度にしたいという町の希望というものは持ち続けているところでございますけれども、第3期の厚岸町高齢者保健福祉計画介護保険事業計画の中では、残念ながら国の参酌標準の関係で、施設利用者の方々が37%以下であれば認められるんですが、厚岸町はちょうどその参酌標準いっぱいいっぱいの37%の状況にございまして、施設の増設希望というようなものにつきましては計画に盛り込めない、そういうようなしぼりの中で大変苦慮をしている状況でございます。

また、病院の療養病床の関係で、転換先として特別養護老人ホームの増床がどうか、そういうようなことについても検討させていただきましたけれども、財政的な部分で参酌標準いっぱいいっぱいという状況では、国の支援は現在認められないような状況がありますので、なかなか計画を具体化するということにはつながらない。

そういう中で、この第4期、平成21年以降の3年間の計画の中で、国のこの参酌標準がどういうふうになるのか、そういう流れも見きわめなければなりませんし、また、釧路管内の中での特老のベッド数の枠、こういうのも37%という数字の中で決まっております関係上、これがどう動くかということによって、厚岸町も影響を受ける、そういうような状況で、かなりこの枠が狭まっている。そういうのが現実でございまして、私ども国の考え方をある程度変えていただかない限りは相当難しいものがあるのかな、そんなふうに考えておりますし、そういう点では町長を先頭にさまざまな場でもって国の方にも、こういう地域の状況等々説明をさせていただきながら要請を続けているところでございまして、今後の国の判断、どういう方針を打ち出すのか、そういうのを見きわめながら、できれば私どもも、この第4期、あるいは第5期の介護保険事業計画の中に、そういう希望を入れてしっかりした計画をつくりたいというような思いは持っておりますけれども、いかんせん、国の動向次第というようなところもございまして、もう少し検討を続けさせてほしいというふうに考えているところでございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 厚岸の状況を見ると、非常に特老の増床が急がれているという状況にあると思います。これは全国、全道、全部そういう状況にあると思います。

その一方で、この間新聞を見ていましたら、せっかく施設を民間で立ち上げながら、スタッフをきちんと集めることができないで、その開設利用ができていないというような記事が報道されておりましたけれども、それはやっぱり指導する機関にも非常に大きな問題があるのではないのかなというふうに思うんですね。

それで、余りにもしぼりが強過ぎることによって、実際必要なこういう町村がその目的を果たしていくことができないということに対しては、やはり町長を先頭にした運動がどうしても必要になってくるのではないのかなと思いますけれども、その点についての町長の意気込みをお伺いしたいと思います。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 特養関係であります。先ほど課長が答弁いたしましたし、さらにまた、私もこの場所で私の考え方を申し上げておるところでもございます。

確かに今、今日、厚岸町も少子・高齢化進行中でありまして、現在は65歳以上のお年寄りが総人口の26.4%を占めておる実態でございます。20年後推定いたしますと、38.8%になるだろうという推計が立つわけでありまして、この急速に進む高齢化について、やはりお年を召しますと、それなりの病気等も含めて特有の身体状況に相なるわけでありまして。

そういう中で、今、待機待ちの方が現実に69名いるという実態等も考えますと、我々といいたしましても、できれば10床という、私は当初からそのように考えておったわけでありまして、国の施策が大きく変わらして、なかなか今日の厚岸町の財政状況の中では現実には難しいというふうに考えざるを得ないことでもあります。

しかしながら、将来を考えますと、厚岸町におきましての人口減少の中での高齢化を考えますと、必要度に応じて、その対応を講じていかなければならない、そのように町長としては考えております。

これは厚岸町のみならず、各自治体の問題として、これからも北海道、国において、強く要請をしていかなければならないと、そのように考えておるわけでありまして。

●谷口委員 はい、いいです。

●委員長（室崎委員） 1目施設介護サービス事業費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

2款1項1目予備費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 480ページから482ページまでは給与費明細書です。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 総体的にありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(室崎委員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長(室崎委員) 次に、議案第8号 平成19年度厚岸町水道事業会計予算を議題といたします。

1ページから審査を進めてまいります。

第2条業務の予定量、ございませんか。

(なし)

- 委員長(室崎委員) 第3条収益的収入及び支出に入ります。

9ページをお開き願います。

収益的収入から審査を進めます。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、ありませんか。

(なし)

- 委員長(室崎委員) 2目受託工事収益、ありませんか。

(なし)

- 委員長(室崎委員) 2項営業外収益、2目受取利息及び配当金、3目雑収益。

収益的支出に入ります。

10ページ、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、ありませんか。

(なし)

- 委員長(室崎委員) 2目配水及び給水費、4目総係費、5目減価償却費、ありませんか。

(なし)

- 委員長(室崎委員) 6目資産減耗費、ありませんか。

(なし)

- 委員長(室崎委員) 2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、ありませんか。

か。

(な し)

●委員長（室崎委員） 3目消費税及び地方消費税。

4項1目予備費、ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 1ページにお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出です。13ページをお開き願います。

13ページ、資本的収入から審査を進めます。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債。

5項工事負担金、1目工事負担金。

6項1目補償金、ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 資本的支出に入ります。14ページです。

1款資本的支出、1項1目建設改良費、ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 2目総係費、3目メーター設備費。

2項1目企業債償還金、ございませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 2ページにお戻り願います。

第5条企業債、ございませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 次に、第6条予定支出の各項の経費の金額の流用、ございませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 第7条議会の議決を経なければ流用することのできない経費、ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第8条たな卸資産購入限度額、ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6ページから8ページは給与費明細書であります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（室崎委員） 次に、議案第9号 平成19年度厚岸町病院事業会計予算を議題といたします。

1ページの第2条業務の予定量から審査を進めてまいります。

第2条業務の予定量、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 次に、第3条収益的収入及び支出。

10ページをお開き願います。

収益的収入から審査を進めます。

10ページ、1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益、ありませんか。

12番。

- 谷口委員 前年度より減額の予算を立てられているわけですがけれども、非常に町立病院の評判だとか、あるいは1年間、1年間というか、まだ年度終わっていませんけれども、

非常に評価が高くなっているというような状況の中で、このような予算が立てられた原因はどういうことなのでしょう。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） お答え申し上げます。

入院収益、77名を見ているわけですが、昨年度は78名ということで、昨年度の予算のときにもお話を申し上げましたけれども、費用に応じた収入、入院、外来収益で収支均衡を図った予算を平成18年度に編成をしたということがあります。今年度も実は入院、外来収益を含めまして、総費用に対してこの収益を見てございます。今年の入院もしくは外来の見方ですが、平成15年度、過去においての入院、外来の数値があるわけですが、そこを目標に今回持たせていただいたということでありまして、前年度より予算から比較いたしますと1名の減ということで、1日平均ですが、こういう数字に相なったということでございますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 そうすると、より現実的な予算を組んだというふうに理解していいんですか。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） そういう理解してもらって結構だと思いますけれども、ただ、決算見込みといたしまして、1日平均、今の段階では72名の予定であります。ですから、4月、5月、6月と病院経営を行ってきた中では、徐々に入院収益が上がってきているわけですが、77名という数字は、なかなか目標数値では高い数値に相なるということでありまして、基本的には、この目標数値に向けて努力をしてまいりたいというふうに思っております。

●谷口委員 はい、いいです。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

1目入院収益、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

2目外来収益、3目その他医業収益。

2目医業外収益、1目患者外給食収益、2目その他医業外収益、3目他会計補助金、4目雑収益。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 収益的収入を終わります。
収益的支出に入ります。
1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費。
12番。

- 谷口委員 新年度の医師体制なんですが、かなり異動があっても、この内容なんでしょう
うか。

- 委員長（室崎委員） 病院事務長。

- 病院事務長（齊藤事務長） 医師体制につきましては、4月異動、さらに6月異動含め
て2名の医師がかわる予定でございますけれども、常勤医といたしましては、5名で医
師体制を進めてまいりたいと思います。
ただ、外科につきましては、臨時、3カ月交代のドクターがいたわけでございますけ
れども、4月以降の派遣が、これはちょっとままならないということで、臨時医師とし
ては1名減になるという状況であります。ですから、常勤医5名と、その他特殊外来、
さらに専門外来含めて応援医師を願った中で営業を進めてまいりたいというふうに思っ
ております。

- 委員長（室崎委員） 12番。

- 谷口委員 そうすると、4月、6月の異動については、医師は確保されているというふ
うに理解しているんですね。それと、外科については、結果的には臨時の医師が1名減
になるということなんですが、そうすると、例えば、そのシフトについての影響みたい
のはどうなんでしょうか。

- 委員長（室崎委員） 病院事務長。

- 病院事務長（齊藤事務長） 外来診療についての基本的なシフトについては変わりござ
いません。そういうことで進めてまいりたいと思います。
外科の1名の減につきましては、実は既に別海、中標津、標茶町立病院と外科医のシ
ーズン応援等については、今も行っておりますし、そういう部分での医療が発生したと
きは連携をしていく、または大学から医師を派遣を願うということになっているとい
うことでございます。さらに、金、土、日のいわゆる救急外来的なものについても、医師
派遣を願うことで大学とは約束をいただいておりますので、そういう形で基本的に今の
医療を守っていく形になろうかと思っております。
以上であります。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 あと脳外科、整形等の週1回だとか、そういうのを今もうやっていますよね。これについては、今後も今までどおりの体制というか、状況で進めていくことができるんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（齊藤事務長） 整形については、非常に患者様に喜ばれておりまして、4月以降も同じ形で進む形になります。医師、ドクターはかわりますけれども。さらに、脳神経外科につきましても協力をいただいて、同じ形でこの専門外来は進めてまいることになっておりますので、ご理解願いたいと思います。

●谷口委員 はい、いいです。

●委員長（室崎委員） 1目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。
2目材料費、3目経費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4目減価償却費、5目資産減耗費、6目研究研修費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2項医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、2目医療技術員確保対策費、3目雑損費、4目消費税及び地方消費税、5目繰延勘定償却。
3項1目予備費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 1ページにお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出です。15ページをお開き願います。

15ページです。1款資本的収入、1項補助金、1目他会計補助金、2目国庫補助金。資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目固定資産購入費、ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 2 項企業債償還金、1 目企業債償還金。

2 ページにお戻り願います。

第 5 条一時借入金、ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 第 6 条議会の議決を経なければ流用することのできない経費、ございませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 第 7 条他会計からの補助金。

第 8 条たな卸資産購入限度額。

第 9 条重要な資産の取得及び処分、ございませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 5 ページは資金計画であります。

6 ページから 9 ページは給与費明細書であります。ございませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 総体的にありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（室崎委員） 以上で、本予算審査特別委員会に付託されました予算 9 件の審査

は全部終了いたしました。

よって、平成19年度各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4 時27分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成19年3月19日

平成19年度各会計予算審査特別委員会

委員長

副委員長